

第五十五回
国会

参議院社会労働委員会會議録第二十二号

昭和四十二年七月十一日(火曜日)
午前十時五十六分開会

委員の異動

七月十日

辞任

瓜生 清君

補欠選任

片山 武夫君

七月十一日

辞任

大橋 和孝君

補欠選任

西村 関一君

出席者は左のとおり。

委員長

山本伊三郎君

理事

植木 光教君

土屋 義彦君

藤田 藤太郎君

委員

黒木 利克君

紅露 みつ君

佐藤 芳男君

山下 春江君

山本 杉君

横山 フク君

杉山 善太郎君

西村 関一君

藤原 道子君

小平 芳平君

片山 武夫君

国務大臣

厚生 大臣 坊 秀男君

政府委員

厚生大臣官房長 梅本 純正君

厚生省公衆衛生局長 中原龍之助君

厚生省医務局長 若松 栄一君

厚生省児童家庭局長 瀧美 節夫君

厚生省保険局長 熊崎 正夫君

厚生省年金局長 伊部 英男君

厚生省援護局長 実本 博次君

社会保険庁年金保険部長 網野 智君

事務局側

常任委員会専門員 中原 武夫君

説明員

内閣総理大臣官房参事官 武藤 昭君

大蔵省主計局主計官 辻 敬一君

厚生大臣官房統制調査部長 松尾 正雄君

厚生省医務局長 務課長 中村 一成君

参考人

日本赤十字社衛生部長 北村 勇君

本日の会議に付した案件

○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○社会保障制度に関する調査

(新生児の人権問題等に関する件)

(新生児の看護等に関する件)

(ハンセン氏病患者対策に関する件)

(国民年金に関する件)

○委員長(山本伊三郎君) ただいまより社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。昨十日、

瓜生清君が委員を辞任され、その補欠として片山武夫君が選任されました。

○委員長(山本伊三郎君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、及び、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案の両案を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○藤田藤太郎君 この援護処置は非常に多岐にわたって戦争のあと始末を、それだけというわけにはいかぬでしょうけれども、大体そのものを中心にして援護処置というものが行なわれてきておる。厚生省が中心になっておる行なわれてきた。最近、この援護処置が始まってから、やはりいままで援護処置の行なわれてなかったいろいろな問題がまだ皆さんで思い出しながら、周囲の生活を見ながら、何とかあの方漏れておるからしてあげなければならぬというふうなことは、厚生省も一般国民も気がつけてきているところだと思ふのです。これはおのずから時代に沿って援護をする限度というものが生まれてきたから処理されてきた、私はそう思っている。ところが、最近の風潮で、引き揚げる援護、要するに在外財産の処理が済んだら、もうこれで戦後処理は全部終わるんだというふうなことをいわれているわけでありまして、それでいいのかどうかという疑問を私は持っているわけなんです。人に聞いて、戦争に直接参加された、間接参加された、おのずから限界がありますが、そういう方を重点に持ってきたわけでありまして、在外財産の処理をしただけで終わるんだという言い方ではないだろうか、私は疑問を持つ。たとえば原爆の被害者はどうなるかという問題になってきたら、なかなか処理ができていない。または戦犯のような方々や、それからソ連に抑留されたような方々や、関連をして軍の戦時

拘束の中にあつてあえいできた人で、十分な援護を受けていないような人がたくさんある。それで、これで終わらなうんという感じがいろいろあるんですけれども、厚生大臣はそういうぐあいに思ひになるんでしようか、それをまず聞きたい。

○国務大臣(坊秀男君) 事実の問題といたしまして、戦後処理は、在外財産を処理することによりまして、これで戦後処理は終わらなうんというふうなことは私は考えておりません。私は、事実問題といたしまして、まだ戦争のための犠牲者というものが他に少なからずあるということを考えます。だから、これらの方々に対してどういふようなことをやっていくかというふうなことは、これは検討をしましなうなければならぬこととございまして、これでもう終わらなうん切つてしまつて、残りが残つたというふうなことを私は考えておりません。

○藤田藤太郎君 厚生大臣のおっしゃることと佐藤藤理のおっしゃることとは同じだと考えていいんですか。

○国務大臣(坊秀男君) まだこの問題につきまして私は佐藤藤理と話し合ひをしておる機会もございせんが、佐藤藤理が何かの委員会でごいまして、戦争の処理はこれで終わったというふうな――私ははつきり記憶してございせんけれども、そういう趣旨のことを、これは速記録を調べればすぐわかることとありますが、佐藤藤理がこれでもって終わらなうん切つてしまつて、在外財産でもって、あとは何が残らないのだ、残余がないのだというふうな趣旨では私はなかりうと思ふんです。まだはつきりとは話し合つておりませんので、申し上げられせん。

○藤原道子君 関連して。ちょっとおかしいですよ。私はこの間こういうことが言われているのに、至急に話し合つてもらいたいということを申

し上げて、大臣も御了承なさったはずで。それなのにまだきょう話を聞いていない、話すひまがない、これでは私は納得できません。それほど熱意がないんですか。委員会だけ切り抜ければいいというおつもりで御答弁になっていらっしゃる。そうでないならば、この間は例をあげて申し上げましたが、六月二十七日に塚原総務長官は、原爆被害者の補償要求には応じられない。福田幹事長は、これでもって戦後処理は終わった、なお今後問題があれば社会保障のワケで考えろ、はつきりこういうことを言っている。佐藤総理もそういうことを言っている。だが、あなたは終わったとは思っていないとおっしゃるから、それならば内閣において話し合ってもらいたいと私は申し上げたはずで。それをきょうまた藤田委員の質問に対して、そういうひまがない。私はひまがないとは言わせなければ、大臣のお考えを伺いたい。おかしいですよ。

○国務大臣(坊秀男君) 私はひまがないと申し上げたのではありません。まだその機会がなかった、こういうことを申し上げたので、いずれにいたしましても、私は、この問題については総理並びに塚原長官等と早急に話し合わなければならぬ問題である、かように考えております。決してひまがなく忙しいからこれをやらなかった、そういうようなことを申し上げておりません。

○藤田藤太郎君 会う機会がない、これは重要な問題ですよ。機会はないと思うんです。私は、この点を明らかにしなければこの援護法を通すわけにはまいりません。

○国務大臣(坊秀男君) 会う機会はいしよばあるのをごいいます、話す機会がなかったということとを申し上げたわけでございます。早急に話します。

○藤原道子君 私はそういう御答弁では納得がいけないんです。話す機会がなかった、神様じゃあるまいし、会ったとき、ほんとうに大事だと思っただけ話をするひまがあるじゃありませんか。あまりに委員会をなめていますよ。

○国務大臣(坊秀男君) 私もこの問題は非常に重大な問題だと考えております。そこで、何かの機会についてにちよと話し合うといったようなことではなくして、ほんとうに時間をとって、そうしてじっくりと話し合いたい、かように考えておるものでございます。そこで、いしよば総理大臣にも総理府総務長官にも会ってはおりますけれども、まだじっくりと話し合う、こういうような機会に恵まれておりませんので、そこで今日に至ってはおるわけでございます。

○藤田藤太郎君 そうすると、何ですか、厚生大臣は、総理が何と言おうと、戦後処理問題については、厚生大臣として責任を持って、そういうこととでないということとをここで確約されるわけでしょうね、どうですか。

○国務大臣(坊秀男君) どうも、総理が何と言おうともこれとおっしゃられますと、そのとおりでございます。私は、戦後処理の問題というものは、何も在外財産の処理で終わってしまうことではない、今後とも処理をしなければならぬ問題が少なからずあると思っておりますので、これについては総理と話し合ひまして、適切な、妥当なる方途を考えてまいりたい、かように考えております。

○藤田藤太郎君 そういたしますと、これは非常に重大な問題なんですね。たとえば原爆援護法なんというのは衆参両院で決議をしているわけですね。そして決議をしたけれども、医療法というかつこうで出てきている。

厚生省の皆さん方が、原爆被害者は全国に散らばっておられますけれども、たとえば白血球がなくなつて途中で仕事を休まなければならない、こういう問題が出ております。単に医療手当を出しているだけでは事はおさまらないような重要な問題も含んでいます。結婚の問題にも支障を来している。それから、単に生活収入がなければ生活保護法で処理したいという問題じゃなしに、広島

の自労の員数を見ましても、半分ぐらひは原

爆被災者というふうな、現実の、これはうそをつけない問題が出てきているんですね。そういうぐあいに、残念ながら、原爆を落とされたためにそれに影響した人はやっぱり特別な処理をしてあげなければならぬと、そういうことが参議院や衆議院の決議になったと私は思うわけでありま。本来からいへば、戦争の責任はだれにあるかというところまで追及していったら、爆弾が落ちた、家がこわれた、焼夷弾が落ちた、家が焼かれた、そういうことにもなるかも知れませんけれども、そこまで問題を広げたらこれはたいへんなことになりま。それはそれとしても、在外の財産だけは補償するなんというふうなことになるというの意見が出てくる。しかし、私はそこまで話を広げようとは思いません。直接戦争によって被害を受けた方々の処理だけしてあげなければいけません。戦争の結果にしても、ソ連に長い間抑留をされてきた、抑留をされてきた、そして二十八年から三十年ごろ私も舞鶴へたくさんの人を迎へに行ったことがあります。そういう方々は十年間近くのギャップがあるわけですね。ギャップがあつて、そのまゝの条件のもとに職場にいたり生活をなさっている苦勞は、私は並みたいていじゃないと思う。また戦犯に問われた。戦犯の限度というものは那邊にあつたかということは、われわれが戦争自体の追及をしなればつまびらかにいたしませんけれども、いずれにいたしましても、戦犯裁判で無罪になった、そういう人の何か刑事問題として損害賠償の問題が最近出てくるようでありますけれども、なかなか刑事問題といつた一言でできるわけじゃないので、だから、やっぱり何らかの援護をしてあげなければならぬ、私は数えてみたら非常にたくさんあると思う、そういう問題をほっぽらかしにしておいて、そして在外資産の問題をやればこれで戦後の処理はもう全部終わったんでいいこと、私は政府が問題を処理しようとする、少し行き過ぎではないか。そんなことは考えられないのじゃないか。こうしたことは、日本経済が、単に

天から降つてきたのじゃなしに、資金もあつたで

しょうが、やっぱり国民の努力、労働力、そういうものが合わされて日本の経済が復興してきたわけでしょう。そうなつてくると、自然に少しづつでも前進の姿で援護措置を講じていくというの、私は主権在民の国家における政治の姿だと思。それを、もう在外資産をやつたらこれで事はしまいだなんていうふうなことを国会で言うということは、私は許されてはならぬと、こう思うわけ。厚生大臣はそんなことは思つてないとおっしゃいますけれども、総理大臣がどう言われたか、私もよく知りませんよ。しかし、いみじくも大臣自身がそういうお話をされたのですから、それはやっぱり調整をしてもらつて、何もあしたからどうこうという、具体的な問題もあるけれども、いまここでそういう議論はいたしませんけれども、戦争の犠牲、戦争によってこうむつたいろいろな被害に対しては、時代の進歩に応じてやっぱり援護をしていく道を開いていく。むしろ私は、今日、戦後の処理に対してあらゆる各界各層の人の知識や知能を集めて、戦後の処理というものはどの範囲まですべきだという審議会か、むしろ行政委員会的なものを持って、そして検討を十分にして国民に納得をしてもらつた上で、戦後の処理はこれでピリオドを打つなら打つということになるなら私たちもわかる。

〔委員長退席、理事植木光教君着席〕

しかし、そういうことでなしに、もうこれで終わったなんていうことはどういふはずみでそういうことが出たのか知らぬけれども、少し私は軽率じゃないかという気がする。しかし、ここで厚生大臣に聞いてみたら、いや、私はそう考えないとおっしゃるなら、それなら総理大臣がどうおっしゃつても、内閣の中でそういうぐあいに持つていくのだと厚生大臣が決意をされるのがあたりまえじゃないかと私は思う。それがこでなかなかしにくいとおっしゃるなら、時間をとりま。さうぞひとつ総理大臣と話し合ひをしていただいて、きょうは十二時でこの質問を打ち切つ

て、一時か一時半に委員会を再開しますから、それまでにひとつ話をしてきてもらいたい。そうしてある程度明らかになる御答弁をいただきたいというのが私の考えなんです。いかがでございますでしょうか。

○國務大臣(坊秀男君) ただいまこの御意見の中にあります。いろいろの御意見の御意見の中にあります。いろいろの御意見の御意見の中にあります。

は、藤田さんもおっしゃられましたとおり、これは厚生省だけの問題ではない。非常にその範囲が広く政府全体の問題でございます。私といたしましては御意見非常に御無理ならぬことを痛感いたします。そこで、この問題について、私は総理その他——その他とまではいかならないにしまして、機会をつかまえて話をじっくりとしてみたい、かように思っておりますが、何か屋過ぎまでにと、こういうお話でございますが、これはちょっと総理の都合も悪いかわかりませんし、私は、これにつきましてはできるだけということとで、必ず屋過ぎまでにとということをおっしゃられますと、これはいろいろ物理的なものもありまして、それから、先ほど来申し上げておりますとおり、ほんの立ち話で簡単にきまるという問題でもなからうと思っております。お屋過ぎまでということとは、鋭意私は努力いたしますが、必ずそのお返事を申し上げるということとをここで約束をいたしたかねるのでございますが、私は、誠心誠意この問題につきましまして自分の考えというものを吐露したいと思っておりますが、お返事はちょっとどうも屋過ぎまでにしらうとおっしゃられると、それに対して承知いたしましたと申し上げかねるのでございます。

○藤田藤太郎君 いや、屋過ぎまで、十二時から一時半ごろまでというのは私のかつてもかしらませんが、私のその言い方は、大臣が総理大臣とお会いになるなら、向こうの都合もあるでしょう、そこまでは私は言いません。しかし、その問題を明らかにしておいてもらわなければ、せっかくいろいろの方々の援護をしようと、二つの法律でいろいろの処理をお出しになってもらっているわけ

ですから、私たちも何とかしてこの法律を通して、そうして国民にこたえないという気持ちに変わりはしないわけですね。ないけれども、これが済んだらもう戦後処理は終わりで、援護措置はもう終わりでなんというのを、ここにそのことが確認できないでこれを通過するというわけにはなかなかまいりくいというのです。これはざっくりばらんの話ですよ。そうなんです。一時とか二時とか時間を切りませんから、そこらのところを明らかにしてあげれば、私はこの法案と取り組んで、できるだけ早くこの法案が目の目を見るようにしたい、こう思う気持ちを言ったのです。ただ一時とか一時半と限って、その間に話し合ってやってこいと言っているのではないのですから、この問題を明らかにしていただきたい、そうしたら私のほうとしても厚生省に協力をしましょうという気持ちの発言なんです。そこはひとつ理解をしてもらってやってもらいたい。

○國務大臣(坊秀男君) いまの藤田さんのお話は、この法律を通すためには、それより先に総理の何か考えというものをただしてこい、こうおっしゃるわけでございますか。

○藤田藤太郎君 そうです。

○國務大臣(坊秀男君) できるだけ私はそれをお願いしたいと思っておりますけれども、何しろ時間の問題で簡単に話が——私はもうおっしゃることは非常によくわかるのでございます。けれども、その話し合いがそう何かのついでに立ち話というわけにもまいらないかもしれない、さように考えるものでございますから、何だ、おまえ非常にすっきりしない態度をとっているじゃないかとお考えになるかもしれないが、私は事重大だと考えるためにこう申し上げておるのでございますから、できるだけそういうことで総理の意見をただしたい、かように考えております。

○藤田藤太郎君 それじゃ午後は努力していただいてお返事をいただくことにしておきます。そこで、原爆援護法というものを衆議院と参議

院が決議をいたしましたね。この決議をいたしました援護法、いま原爆医療法というものがありますけれども、医療法だけでは解決しない問題があるわけですね。これは厚生省の事務をとっておられる方々はよく御承知だと思つた。だから、いますぐこの法律を取りかえてという問題にはいろいろ議論があり、時間が迫ってくるわけですね。でも、いつ原爆援護法をおつくりになるおつもりなんです。それを聞いてみたいのです。それには、私は、いま原爆関係の調査をこし十月までの間にするとおっしゃっているようでありますけれども、これはやっぱり政府ばかりじゃなしに、民間のあらゆるこの層の皆さんの御意見や、または被害の状況や何かが必要だと私は思うのです。ですから、私はざっくりばらんに言つて、きょうここでおやりになること、なつていただければけっこうでありますけれども、原爆医療法を援護法に切りかえてやっていただくことはけっこうなんですか、いろいろ意見のあることであつたら、直ちにそういう各層の人を集めて審議を開いて、今後一年の間には法律をつくるのか、何かそういうところまで話を進めておいたほうがいいのではないかと。そういううまいにして、たとえば先ほど三つほど申し上げましたことを、かくかくのことをやるとおっしゃるなら、いまの総理にお話になっておるとかおらぬとか私は聞いたわけじゃないのですけれども、そういうことが、では、ほんとうに厚生大臣が言つたことがほんとだつたということになるわけですかね。そこらあたりの心境はどうですか。だから、いや、わしはそう思つていても、総理はこういうこととからみなだめになるのだと、そういうことになるのですかね。そこらあたりのちよつと御意見を承つておきたいと思つたのです。

○國務大臣(坊秀男君) この問題は、たいへん重大な問題でございます。それで、その処理をしていくと、かりに処理をしていく措置をとるといふことになりまして、その措置は一体どういふ内容でいくかといふようなことも私は大事な

ことだと思つた。そういうようなこともからみ合ひまして、結論が、何か白か黒か、右か左か二つあつて、そしてこうだという、右なら右だと、左なら左だということではない。そこに相当の考えなければならぬ相当の広の問題だと、かりにやってみるといふにしても、そういううなことから考えてみまして、すぐ私が言うて総理が反対したからこれはだめだとか、あるいは私の言つたことを総理が直ちにこれをオーケー、結局私と総理との間にオーケーになるといふような、私は簡単な問題でもないと思つた。そこで、いかなる措置をとっていくかといふことにつきましては、これは私は今度の出てきます調査の結果といふようなものについても、いろいろのこの観点から考えていかなければならぬ。前向きに考えまして、これを否認してしまふとか何とかといふことではなしに、前向きに考えていくといふこととてまいりました。そう簡単にはそれはだめだとか、それはいいとかいふことにはならないで、相当内容について検討を要するといふようなことに相なるのじゃないかと。これは私はあくまでも前向きに考えてのことと申し上げておるわけでありまして、そういううな経過をたどつて、そんなことをやつていけばもう長かかってしまふということなしに、できるだけ私はすみやかにこの措置を政府間において調整してきめてまいりたいと、かように考えます。

○藤田藤太郎君 大臣、私は一言一句てにをはの問題までできめてイエスカノーか言えといつておるわけじゃない。たしか三十九年だつたと思つたが、参議院できめ、衆議院でも本会議で、院できめたわけですね。院できめたのが、ことしもう四十二年ですね。その間に具体的なものが出来た。片一方では、もう戦後に関係するものはこれで終わらだといわれただ目につくところがないのじゃないですか。だから、私は、てにをはとか、一言一句イエスカノーか、どうこうといふ話をしておるのじゃないに、援護法というものを

さしあたりいつそれじゃおきめになるのですか。私の言いたいのは、厚生省も調査してもらうのはけっこうだ、しかし、いろいろの現象を私は耳にしたり聞いたりしているわけです。だから、そういう方々の意見も入れて、全体の非常に幅の広いものだと思う。その援護立法をして原爆の被爆者を援護してあげるといふ立法は、やはりいろいろの意見がありますので、いろいろの人と相談してよい法律をつくるということになるのです。しかし、それも期限がついていなければ、ちょうどそれに腕押しで、何年たっても、事はいつまでたってもものにならぬということになるのです。だから、大臣はいつまでにこれをきめます、院の決議をして、いつまでにそれじゃ大臣はきめるという、この社会労働委員会はいつまでに援護立法をきめるのだということがいつ明らかになるのか。その他のいま浮かんできくようないろいろな問題が、戦後処理の審議会でもつって、そうしていろいろの問題点のリストをあげて一つ一つ解決していく、そういうことを大臣が明らかにされるならば、これは総理大臣が何を言われたか知らぬけれども、佐藤内閣の厚生行政、または援護行政はかくかくのものなんだということがここで立証されれば、私は事はだいぶ違ってくる。いまそういう実際の努力をいただくことがこれでいいだ、在外資産の補償だけで、これでいいだということになってしまつたら、全部人口からみんな放棄されてしまう。厚生省の皆さんが、大臣を含めて、皆さんが努力されてもこれは無くなってしまふ、私はその心配をするのでありますから、何とかそこあたりはよく総理大臣と話をしていたらいい。

（理事植木光教君退席、委員長着席）
そうして必要なものはやっていくならやっていく。在外資産の名目のつくものはこれで終わらなければ、全体の援護その他については、これからは必要なのはやっていくならやっていくというぐらゐの了解は、意思は、これは大臣と総理大臣が閣議の中できめられるのは、私は今日の日本

国家として当然のことだと思ふのですけれども、それはどうなんですかね、大臣。

○国務大臣（坊秀男君） 先ほど来申し上げておりますし、また、藤田さんからもおっしゃっていらっしゃる総理と話をしてみろ、こういうお話でございまして、私はむしろ総理と話をするつもりでございまして、総理のみならず、いろいろの関係の、政府全体の問題でございまして、話をしてみよう、こういうことで、そういう話をしなければならぬ余地がある問題でございまして、そういつてまいりますと、厚生大臣に對しまして、おまえいつ法律を出すのだ、こうおっしゃられますか、話をしてみろ、一つの余地と申しますか、段階と申しますか、それがあつたことはお認めいただいておるわけなんです。その話を経過せぬうちに、おまえ一体いつ出すのだと、こういうふうにおっしゃられますと、私はできるだけすみやかに措置をしたいと、かように考えておりますけれども、いつ一体やるのだと、こういうことになりまふと、ちよつとその御質問に對しまして御満足を得られるようなお答えはいしたしかねるのでございます。

○藤田藤太郎君 いや、あなた聞きそこないしたのです。私は戦後処理のいろいろの問題がたぐさんとあると思うのです。それは戦後処理審議会というものをつくる、順次検討して処理をしていって、たとへばソ連の抑留の問題とか、戦犯で無罪になつた問題とか、いろいろあると思うのです。そういうものは戦後処理審議会のようなものをつくるて処理をしていきたきたいと、こう言っているんですよ。これを半年先にせよとか一年先にせよとか、これを私はお約束しろと言っているのではない。ただ、三十九年に国会の本会議できめた原爆援護法というものは、これは三十九年から今日までだらだらきておりますから、この問題だけは明らかにしてもらいたいと言っているのです。ちよつとさっきの理解が違ふようですけれども、それを言っているのです。これは原爆の援護法という問題、援護法というものは日にち

を切つておいてもらなければ、せつかく両院の本会議できめた問題までするすとなくなつていくというふうなことは困ります、こう言っているわけですね。だから、実質的にそういうものは厚生大臣、いろいろの人のいろいろの援護をやらなければならぬとこでおっしゃっておるわけですから、この問題だけはいらうと検討されておるでしょうし、いつになったら出るといふことは検討されておる私は思ふ。それだけを言っているのだ、そして戦後の影響を受けた方々の援護法を順次してもらいたい、これは日にちをつけるのは無理ですね、そうでしょう。これをこれからどんな状態であつたかどうかということを探り出していついつかまでやれんかというの、それは無理ですよ。私も無理だと思ふのです。しかし、原爆の援護の問題に關しては、本会議できめて明確になつておる問題ですから、ひとついつまでにやるということをお明確にしてもらいたい。こう言っているのです。ちよつと誤解のないようにしてもらいたい。

○国務大臣（坊秀男君） 原爆被爆者に対する措置につきましては、すでに国会で何回か御意見を承つております。その御意見を当然政府としては尊重しなければならぬ立場にあることは申し上げるまでもございせん。そういうたような御意見も承つておりますので、そこでできるだけ確かな実態というものを把握いたしまして、その把握した上立つて、何らかの措置に出たい、かように考へて、いまは鋭意その調査を進めておる、こういう段階でございまして、これがおつつけその実態の把握ということができるわけでございますので、そういう事実の上に立ちましてできるだけすみやかにこの対策措置というものを策定してまいりたい、かように考へております。

○藤田藤太郎君 政府で調査されているのは十月に結論が出ると聞いているのですが、それはどうですか。
○国務大臣（坊秀男君） 関係局長から。

○政府委員（中原龍之助君） 大体秋ということでございますが、私も十月ごろをめどとしていま作業を進めてはおります。

○藤田藤太郎君 それならば、いま公衆衛生局長のおっしゃつたように、私の聞いたのと間違ひない、十月には結論が出るというのです。私はもつと広範の人の意見を入れてもらいたいという希望を持っております。持つておりますが、しかし十月に結論が出るものなら、いまはもう七月です。今後一年間にこの問題の援護法は出せるわけですね。そうでないとおかしいじゃないですか。

○国務大臣（坊秀男君） ただいま局長がお答え申し上げましたのは、十月に調査の結果が出る、つまり実態がそこではつきりする。私は、そのつきりした事実の上に立ちまして、何らか考へていくのが、これがいいのじゃないか、かように申し上げておる次第でございまして。

○藤田藤太郎君 いや、だから十月に結論が出たら、一応実態調査ができるわけですから、その上立つて検討されて、それで今後一年間に十月というたらあと三ヶ月ですね。あと九ヶ月の間に実態調査ができて処理ができないというはずがないと私は思ふのです。できるだけ早い機会というたら、一年でも早い機会、三年でも早い機会、まあそんなひねくれてものを考へたくはありませぬけれども、そういうことになるわけなんです。すみやかに援護法をせよといつてからもう四年たつてゐるんです。そのすみやかかといふのは、四年たつてもまだできぬということだ。だから、早急なことはどういふうぐあいに解釈するか知らぬけれども、そんなもの一年か三年か五年か見当つかぬじゃないですか。だから、ある程度やはりけじめをつけて、そこへ向かつて努力をする、それで努力をして、その現状を訴えて、これだけで法律にするか、もう少し足らなければ半年たつてよいものにするかという議論なら、それはわれわれも理解ができると思ふのです。調査はできたけれども、いや、検討中でございます。

というのであれば、何年たっても検討中になってしまふ。だから、そこらのことはどうなるんですかという感じが言いたくなるでしょう、私どもの立場からすれば、それで、もう戦後の問題はこれで終わらねばならぬ、あなたの方のほうも困るでしょうけれども、私のほうも、それから被爆者のほうも困るというところにはまきていてるわけですから、それが重要な問題の一つになっているわけですから、そこで、ひとつ大臣の一段の御努力を願つて、いや、戦後の処理については、厚生行政は国民の生活をあずかるところだ、生活をあずかるところだから、これはやらなければいかぬのだ、やはりこれは佐藤内閣でびちつとしなければいかぬのだということを言つて、これで終わつたなんていうことを言ひなされるな。これはばちばち援護するものはしなければならぬぞ、いや、わかりましたというこゝにしなければ、この法律もいろいろの議論もスムーズにいくなければならぬ。

それでは、もう一つ尋ねますけれど、もう戦後処理はこれで終わらねばならぬことを総理が発言されたとおぼしやうな感じがする。あるいは委員会において発言されたかどうか、これはまあ速記録がございますから、決して総理は私に對しまして戦後処理はこれで終わらねばならぬ、こういうことを言つたことはございませぬ。はつきりいたしておきます。

○藤田藤太郎君 だから、そこらのことは一ぺん総理や関係方面もあるでしょうから、事々によつて戦後処理の問題は違つた問題がたくさんあるわけですから、総理が在外資産の問題で、もうこれで終わらねばならぬ、しかし、戦後の処理の問題についてはそこまで言うてないのだと言へば事は簡単ですわね。しかし、在外資産の問題をきめるとき、戦後処理は、全部一切援護の処置は終わら

だ、これで終わらねばならぬということになると問題があるから、私はやや繰り返して言つてゐるわけですから、そこらはひとつはつきりしてくださいと大臣にお願ひしておきます。

それから、戦後処理として扱うべき範囲を、これは事務局でもけっこうですが、どういうぐあいに範囲をいまの時点で考えられてゐるのか、将来どう考えられてゐるのかという、範囲についてひとつお聞きをしたいのです。一つは、軍人、軍属、公務員、国家の制度として保証の約束がしてあつたものがありますね。それから、二番目は、直接戦闘行為に關係した者、それから、国家の権力により、または客観条件から、本人のある程度の行動の自由が約束されてゐた者というようなことになるんですか。いままでの援護法の範囲をちよつと書いていただきたいと思います。

○政府委員(美本博次君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法で処遇いたしております対象は、先生いま御指摘のように、まず国との身分關係にある者、軍人、軍属、それから、直接の身分關係はございせんが、国家総動員法等によりまして強制配置命令を受けて戦場についた者なり、あるいは動員学徒といつたような方々、これは準軍属というカテゴリーの中に入れております。それから、そういう強制配置というよりは、国家命令で戦闘参加、たとえば戦争末期におきます沖縄住民のように、直接軍の命令によりまして戦闘に参加した人々、こういったグループの方々を準軍属として処遇いたしております、いわゆる一般の戦災者のような、この戦争によりまして一般戦争犠牲者といふものについてはこの法律では処遇いたしてないところがございます。

○藤田藤太郎君 そうすると、援護法關係といふのは、これは社会保障の範疇に入るんですか入らないんですか。

○政府委員(美本博次君) これは考え方といたしましては国家補償、コンペンセーション、償ひのほうの国家補償の精神によりまして運営されておる制度でございまして、一般の社会保障制度とは趣旨を異にいたしておるところでございます。

趣旨を異にいたしておるところでございます。

○藤田藤太郎君 そのところあたりが将来のことから問題として非常にむずかしいところだと私は思ふんです。私も参加をしておりますが、社会保障制度審議会は、やっぱり日本の社会保障制度、国家賠償的なものの中には含んでおりません。しかし、人間の生命に対する戦争犠牲者の給付やその他についての援護についても、広義の社会保障だと考えていかないといふかぬのではありませんか。国家賠償的なものにはそこをプラスするとか、そういう社会保障的な要因というものを全然無視して援護法というものは考えられないんじゃないか。ILOもやっぱりそういう考え方を持っております。だから、単に国家賠償的なものだけこれを処理するというのには問題が幾らかありやせぬかと思ふんですが、その点研究をされておるんでしょうか。

○政府委員(美本博次君) お話のように、援護法で先ほど私が申し上げましたのは、極端にその性格を明らかにするために国家補償の制度だと申し上げたわけでございますが、そうかといひまして、完全にそういう国家補償のたてまえになつてゐるかと思ふと、そこは恩給法のように、いゝわ何と申しますか、そのときの俸給の多寡によつて、身分の高低によつて補償される度合いが違つたといふふうにはなつておるんで、御承知のように、援護法におきましては全部、単一給付になつておるんで、それが将校であろうと下士官であろうと兵であろうと、あるいは軍属の方であらうと、全部単一給付になつてゐるところが、これが若干完全な国家補償といふところではないわけでございます。その点はこの法律の第一条にも、「この法律は、軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に關し、国家補償の精神に基き、軍人軍属等であつた者又はこれらの者の遺族を援護することを目的とする。」といふことで、国家補償の精神によつて援護するといふことでございまして、こゝらあたりがやはり一種の社会保障と申しますか、そういった色彩を持つてゐる

ところでございまして、ちよつと社会保障制度と国家補償制度の両方の面を持つてゐる制度といふことに相なつております。ただ、国家補償といひましては、先ほど申し上げましたように、その内容が単一給付になつてゐるわけでございますが、これはやはりその内容は一般の社会保障制度のいろいろの給付と均衡を保ちながら進んでいくべきものではないだらうか、そういうふうに見えるわけでございます。

○藤田藤太郎君 ちよつとこれは本論から少しずれてゐるかもしれないが、戦争中の昭和十二年の防空法、それから十七年の戦時災害保護法、こういう一連の立法と、それから、一般国民との関連の問題、それから、当時の国民は国家権力の絶対的支配下にあつたと認めておいてゐるのか。それから、国民すべてがこれを免れなかつた、絶対服従によつてどうにもならなかつたといふ、そういう一連の中で、戦争に入る前から、戦争の間、戦争が終るまでの体制だつたと私は思ふのです。だから、そこらの關係といふのが非常に微妙にいまの戦時援護の問題と関連をしてきてゐると思ふのです。極端なそういう概念でいけば、防空法や戦時災害保護法なんといふことからは、戦災したもののはみな処理しなければいかぬといふところまで本末言へばいくようになるだらうと私は思ふのですが、厚生省はそこらの關係をどう考へておいてゐるのか。しかし、と云つて、今日の状態ではどの限界まで保護云々といふような結論をどこでどういふぐあひにお出しになつてゐるのかどうか。まあ平和条約で国家が肩がわりしたわけでありまして、そこらの関連の問題について、厚生省は援護法をつくつたときから、今日までの關係といふものをちよつと話していただきた

○政府委員(美本博次君) 先生御承知のように、援護法ができましたのが昭和二十七年でございまして、当時は恩給法がストップになつておりました、軍人、軍属、主として軍人さんでございまして、遺族、それからその傷痍軍人の方々の大

部分がそういった国家の補償を受けられない状態において、非常に困窮した状態になっておられた。その戦争犠牲者を中心にしたまま放置して、やはり戦争犠牲者というものをこのまま放置してはいかぬのじゃないかということで、恩給法がなかなか復活しないということであれば、そういう戦争犠牲者の最たるものを中心にしたままでは、いわゆる社会保障制度の拡充ということで、精神は国家補償でございますが、制度としては社会保障の形で戦争犠牲者の援護をやたらどうかというところで援護法が生まれてまいったということでございます。そして、援護法は、やはり中心が軍人さん、軍属さん、つまり本来ならば国の恩給法の対象になる国家公務員であった人を中心にした援護措置ということででき上がったわけでございます。したがって、当初は、いま入れておられますような準軍属、すなわち、先ほど申し上げましたように、国家との身分はないけれども、国家総動員法等のような国家権力が加わって強制されて犠牲になったというふうな方々は一人前に入らなくて、軍人、軍属と見なされるものということで用慰金を差上げるだけのことになっておったわけでございます。つまり一時金で処遇するというふうな形で、その主体は、やはり遺族年金が出、あるいは障害年金の出る対象というものは、はっきり国との身分関係がありました軍人、軍属に限って出されたわけでございます。で、翌年恩給法がでさうなりました、でさうなりましたとんに軍人さんが全部恩給法のほうに抜けていった。そうしまして、あとに残りました軍属と、それから、軍人、軍属と見なされたいわゆる実質的な準軍属の方々、これが援護法に残りまして、そして今日まで推移しましたが、その間に、

順次有期年金で準軍属の方々を処遇することになり、それを今度は有期を取り払って普通の年金になり、そしてちゃんと準軍属という身分をこの法律の中につけて今日まで推移してきた。それから、まあそういうふうな経過をたどりまして今日に至っておるわけでございます。で、その間

に、軍人、軍属、あるいは準軍属の範囲を若干改正するといったような、広げていくといったような経過はございますが、大体援護法というものは、冒頭に申し上げましたように、国との身分関係のある者、あるいは国が特殊の権力関係をもちまして強制した戦争犠牲者というものを中心にした援護措置ということでございまして、それ以外の一般の戦争犠牲者に対しては、その当時の考え方としては、むしろこれは一般の社会保障制度の中で拡充してやっていくべきではないかというふうな考え方を割り切つてまいったわけでございます。

○藤田藤太郎君 ちよつとも二、三聞いておきたいと思うのですけれども、たとえば先ほどの問題にも少し触れるのですけれども、その遺骨収集、まだこれからは遺骨の収集の問題があると思う。日本民族としていいますと、遺骨の収集に、南方とか、この前の戦争の範囲の所に遺骨がそのまゝになっているから、遺族の方々は遺骨を収集する。国会議員の人にもよく行かれるそうでありまして、これはどうなるんでしょうか。厚生省が主宰してお行きのなっているのでしょうか、これは自発的にお行きのなっているのでしょうか。それで、自発的にお行きのなっているというふうなことであれば、これは援護していくという精神とは少し違うものじゃないかという、何か国民頼みといいますが、慈善事業みたいな関係になつていくわけではすけれども、それはまあ別として、遺骨の収集なんかで行くとすれば、私は、できるだけの範囲においてできるだけ努力をして遺骨の収集をする、してあげる、霊に対して報いる。むしろ家族に対して戦争のあと始末をするということは、先ほどの話からいって、これで全部しまいだということに、広い極端な解釈をするとういことにもなるわけで、そこらあたりはどう動いているのか。まず前段はどういうぐあいに動いているのか、後段は遺骨の収集はやることになるのか、そこらのも一ぺん意見を聞かしておいてもらいたい。

○政府委員(実本博次君) 先生お尋ねの遺骨収集の問題でございますが、海外におきます戦没者の遺骨収集、または遺骨の埋葬されております墓地へお参りをするということにつきましては、政府の責任におきまして実施すべきものであり、また、これはしてまいったわけでございます。御承知のように、昭和二十八年に占領行政が解かれましてから、約五十年の歳月を費やしまして、政府は戦没者の眠らされている各戦場に遺骨収集団を派遣いたしまして、そうして大体的には遺骨収集を終つたということになっておるわけでございますが、最近やはりなお遺骨がさらされておると、人目についたおぼろな情報で入つておる情報が入つておる、もう一度ここで政府としては、前に五十年計画でやりました遺骨収集、何さま膨大な地域に、限られた日にちで限られた人数で参つたものでございまして、もう一度そういった遺骨がたゞさんおぼろな情報でさらされておるような場所を、この際、手直しと申しますか、もう一度そういうところへ遺骨収集に出かけて参ろうということ、実は四十二年度、今年度からのくらくらかかりますか、やはり数年かかってそういった情報が入つておる、的確にそういう遺骨の状態になっている所につきまして計画を立てまして、遺骨収集は政府の責任において処理することになっておるわけでございます。で、それに付随いたしまして、民間の方々で、あるいは遺族とか戦友の方々で、そういうかつての戦地に戦跡巡拝をする、あるいは現地入りをしてほしいというふうなことで、戦友同士、あるいは遺族と戦友の方々が語り合つてそういう戦跡巡拝なり墓参に参られるというふうな、民間ベースにおきましてそういった試みが最近行なわれておりますけれども、あくまで遺骨収集ということにつきましては、政府がやはり責任を持つて実行してまいりたい。ですから、こういった民間ベースで行なわれますものにつきましては、これが適

正に行なわれまして、その目的が十分に達成されるための必要な配慮は政府としてはしてまいりたい。しかし、あくまで遺骨収集そのものは、やはり政府の手において完遂してまいりたい、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○藤田藤太郎君 遺骨収集は政府の手で計画をしてやりたい、それは当然それで結構だと思つておる。遺族であるとか特別の関係ある戦友であるとか、そう人がお行きのなるなら、それは私はわからぬことはない。そういうことじゃなさそうに私は聞いたことはないし、社会労働委員会でも私も相談を受けたことはないし、もつとちゃんと厚生省がどこに遺骨があるから、今度はどういうことをして遺骨収集に政府の行政の一つとして行くなら行くということを明らかにして、できるだけのことをする、そういうことにならないうか、いいじゃないですか。民間の篤志家がかつてに団体をお行きのなされる。それじゃそういう資力のある者が行くというのか。それは旅費は厚生省が持つのかどうか知らぬけれども、そういうことが行なわれているというのは、一面、厚生行政とははるばるのんじやないか、私はそういう気がするわけ。だから、あくまでやはり政府要するに厚生省の統率のもとに、計画のもとに、遺骨収集や墓参や、そういうのは関係者がまず第一でしようが、政府がお世話していくということ、少なくとも、この厚生行政、援護行政を進めておる委員会の皆さんが了解をして行くということが最も好ましい姿ではないかとおぼろは思ふ。私はそういうふうに皆さんお思いになつておると思うんです、一般の人も。何か知らぬけれども、そこらの点があいまいである。まあそれは前段ですからいいです。いいですけれども、それじゃ遺骨の収集の問題も、これはやっぱり戦後の援護処理ですね、そうでしょう。これは大臣にも先ほどいふ言いましたから、これ以上大臣には言わぬけれども、これもほうっておくということになるわけですよ、あいまいなことを言つたら、そういうこと

になりやしませんか。たとえば蠶を慰めたり、定期的に墓参をするとかいうことも、遺骨を収集したあとにも出てくる問題だと私は思う。これもそれじゃもうおしまいだということになるのかならぬのかという問題もここで出てくると私は思うんです。まあそれはその辺でいいですが、検討してもらいたい。

それから、先ほど申し上げましたような、たとえばソ連に十年も抑留されてきて、あらゆる面で一般人よりはマイナスになっている人々をどう援助していくか。それはもうおまへたちは戦争に行つて犠牲になったから、それでもうしまいだ、どんなことでもしんぼうせいということにもなかなかならぬでしょう。厚生行政の中で人間の社会保障を進めて、社会全体で困つた人を守っていくという概念からいけばそんなことにもならぬでしょう。そういう処理もしなければならぬでしょう、おそろく。私はそう思う。そういう問題は一つ一つこれから進めていかなきゃならぬと思うんです。それがしまいなんというにはなかなか私はなりにくい、こう思うんですが、そういう点についても、もう少し具体的に、局長のほうから、行政としてはどうやっていくんだということの話をちょっと聞かしておいてもらいたい、そう思うんです。

それから、もう一つは、私は、これは政治議論になりますから、あまり触れたくないのですが、再び原爆の実験、まあ三回間決議で、地下だけを残して、原爆の実験は地上も宇宙の実験もしないということになっています。ところが、いまだに実験をやっている国が世の中にあるわけです。それから、地下実験がそれじゃ続けられていいかといえ、それもやっぱり原爆の洗礼を受けた国民からすれば大問題だと私は思う。だから、むしろそういうところにも、政治的なものは一切知らぬというこじやなしに、いまはわれわれはおぼろげに私たちの頭の中に入ってくる、水爆三つ日本に落とせば人間は全滅する、人類が全滅するといわれているような危険なものがこちらにあるわけ

です。だから、どうしてそういうことが起きないようにカバーするかということが、広くいえば、日本の住民主権の国家における選ばれた政府の役目だと、その出先は厚生省だと私は思う。まあ外交的には外務省があるでしょう。そういう問題も含めて、もう少し出向きに、やっぱりこの原爆の問題一つ取り上げても問題が残されているような気がする。しかし、これは政治議論ですから私はやめますけれども、しかし、そういうものもやっぱり心の中に持ちながら、犠牲になった方々をいかにして守っていくかということが運動の根本じゃないですか、私はそう思う。そこらあたりのことについて大臣の意見があったらひとつ聞かしておいてもらいたい。あとは事務当局にまた聞きます。

○国務大臣(坊秀男) 戦争によって犠牲を受けられた方々というものは、私は非常にその態様が多いために、また、その範囲も非常に広いであろうと思ひます。そういうふうな方々及び先ほどからお述べになりました、すでに草むすかばねとして眠つておられる方々、こういった方々の方々に對する処理というふうなもの、これは私は戦争処理の問題であらうと思ひます。さうな意味におきまして、今後まだ考へていかなければならない問題がたくさんあると私は考へます。ただ、その問題は、厚生省所管の問題も非常に多くございまして、しかし、厚生省だけではどうにもならないといったような問題もたくさんある。で、これは政府全体の問題といたしまして今後とも考へていくべき問題であると、かように考へます。

○政府委員(実本博次君) 先ほどのソ連、中共等の長期抑留者の問題、あるいは戦犯拘禁者で無罪になった人々に対する問題、そういったような方々に対する処置をどうしてやるつもりだといったふうな御質問でございしますが、具体的にそういう長期抑留者、あるいはこの戦争裁判で拘禁されておつた方々とかいったような方々の場合、援護法の対象になるような、あるいは恩給法、各種共済

の対象になるような身分にある方が間々多いわけではございますが、そういう方々につきましては、その拘禁期間というものがその在職期間の中に織り込んで処遇されておりますので、これは一応拘束された期間というものはむだでなかつたといふふうなかつこうになつておりますが、その公務員なりそれに準ずる身分のない、いわばまる腰の方々はどこにもこういふたものについての処遇は、実のところいまだできてないわけではございます。たとえば、かりに戦争裁判が一般の国内の司法裁判だということであれば、これは国家賠償法等によりましてその処遇措置がなされるということになるわけでありまして、戦争裁判というものの本体がどういふものか、それがはっきりしない。したがつて、そういったものについて損害をこうむつたという者に対して、どこがどういふかつこうでどう取り上げていくかというふうな問題につきましては、実は大臣からもお話がございましたように、厚生省をはじめとして、なかなかそういうその窓口になるところがきまらないという状態であつておられるわけではございます。そういう戦争犠牲者の方々のほかに、いろいろな戦争犠牲者の処遇がいろいろいたされてまいる状態になつてまいりますと、そういうところとの関連においてそういった人たちの処遇も問題になつてくるのではないかとこころに考へられるわけではございます。

○藤田藤太郎君 私は厚生大臣にも一つだけ聞いておきたいと思ふのです。厚生省ばかりでない、いろいろな省との関連において処理しなければならぬいろいろな戦後処理、援護の問題がたくさんあると、こうおっしゃつた。しかし、厚生大臣の気持ちにはそれでいいです。それでわかりません。いろいろといふ話が出る中で、いろいろとまだまだあると思ひますが、処理していかなければならぬ。だからこそ一番最初の問題が問題になるわけですから、これはもう繰り返しません。

それから、もう一つは、私は、今度七十歳以上二・五兆の恩給を上げるといふことになりまし

て、それから、共済年金も右へならへ的に上げるということになりました。しかし、戦争中、私もそうでした、大臣もそうですが、戦争中の体験を受けられた方です。国家給動員法、一億一心とか国民精神給動員とか、いろいろの形で、すき、くわを持って居る者から、交通を守る者から、小さな工場で働く人から、商人で生活や流通機構をやつて居る方々から、あわせて私は給動員令や一億一心とか、または精神一到何となくというふうな、また、八紘一宇とかいふこともなく、一人の者も遊んで、楽しんでいふこともなく、自分だけいばつて、戦争関係者だけが働いたといふかつこうじやなしに、戦争が深刻になればなるほど、国民は一時の間、一分に至るまで給動員されて、あの戦争という中で一致してつたわけですね。だから、私たちはあの恩給が上がつたことに文句を言つわけじゃない。ないけれども、いまの実本局長もおっしゃつたけれども、何らかの形で関係した者だけはその優遇がされて、そして軍関係といひますか、そういうところだけは優遇をされて、一般国民は何にもないといふかつこうのものではないのかどうか。これはもうこままできたら、單なる技術問題でなしに、所得保障の問題だと私は思ふのです。所得保障の問題で、ほとんど国民の大半は厚生年金や国民年金の内側にあるわけですから。そういうものには触れないで、そこだけが年齢によつて保護する。私は、昔からの恩給や共済年金の人が、たとえばいま四万円ベースとしたら、まあもうちょっとたくさんか知りませんが、でも、一万円ベースで恩給や年給をもらつて居るなんといふことと生活がでかいから、当然七十といふと六十といふと、現代の社会で生活ができるようにしていかなければならぬ問題だと私は思ふのです。それにもかかわらず、そこだけをやつて、ほとんどの一般国民には、まあ目もくれないといふ言ひ方は言い過ぎかもしれぬけれども、そういうことだけがまかり通つて、国民の感じる問題は官尊民卑がいまでも存続をして居るのではないか、そういう印象だけを与えて事を進め

るなんということは、私はやはり問題があると思う。だから、厚生大臣としては、今度の恩給の上昇とこの問題についてどういふぐあいにお考えになつてゐるか、お聞きしたい。

○国務大臣(坊秀男) 御意見のように、戦争中のごさいます、その戦争中に直接それが軍務に従事するという非常に強い制約を受けた人、それから、総動員法によりまして一部の人が非常に強い縛りかけられたということもありますし、また、私も戦争中の経験者でございますが、たとえばそれほど直接戦争には関係ないと思われる農村あたりでも、食糧増産のために、私の県は和歌山県でございますが、ミカンなどというものはつくっちゃいけない、イモをつくれというように、ミカンの木をほうってしまつて、それをイモ畑にする。それがやがて戦争が終わりますればミカンとイモとの間で収益が違ふ。だからイモをまたミカンに植えかえなければならぬといつたようなことで、たいへんにそろばん上はマイナスをやつたというふうなものもございまして、およそ私は、一億近い国民みんながこれは戦争の、何と申しますか、犠牲者である。犠牲者であるとともに、国をあげて戦争をやつたのでございまして、むろん戦争には反対だということではありましても、ともかく国として戦争をやつた。そうすると、みづから犠牲者であるとともに、みづからその戦争をした。むろん個人的にはかような戦争には反対だという方々が、ことに社会党さんなんかには大せいのうたれたらうと思うのですけれども、私は、しかし、国をあげての戦争だとして、歴史上規定されておりますので、そこで、その犠牲者であるとともに、これはみづから戦争をしたというふうなことであらうと思ひますが、しかし、その縛られ方と申しますのは、これは私は、やはりまあいやでも第一線へかり立てられた方々、それから総動員法等で、たとい国内におつてもかり立てられた方々といふものと一般の方々は、どうもここにやはり処理のしかたに違ひがあつてもこれはいいのじゃないか。そこで、今度の、こ

れはまた別の問題でございまして、恩給につきまして、七十歳以上の者に対して、特に恩典と申しますか、メリットと申しますか、それを与えたといふことは、やはり七十歳以上の人の恩給に對しまして、非常に働く能力等につきましてだんだんその能力が減退していった、こういうふうな方々に対して一種の所得保障のアクセントをつけるというふうな措置に出たのだと私は考える次第でございます。

○藤田藤太郎君 あなたのおっしゃることは、私もさつき言つたように、社会保障プラス国家賠償的なものがあるから七十歳以上二八・五%上げることに反對してゐるわけではないのです。根本的には一円ベースの何%、五円ベースの何%では、一円ベースの人は食べられないという状態に今日ある。これを上げると同時に、やはり一般の人も何らかの形で国家に貢献をしてゐるのだから、一般の年金、要するに所得保障制度という問題も頭に入れてこういう構想を立てなければならぬのじゃありませんかといふことを大臣に言つてゐるわけですよ。だからあなたのいまおっしゃつたことを否定するわけじゃない。一般の社会保障プラス国家賠償的なもののように上げてあげるのにはけっこうです。けっこうだけれども、すぐ共済年金のほうはイコールしたけれども、厚生年金や国民年金のほうには声が一つもかからぬといふことはどうにもなりやせぬじゃないかといふことを言つておる。だから大幅にやはり生命生存といふ問題にもおしを合わせたら、幾つの人ほどだだけの生活費が要するといふことは自然に出てくる。今日の社会の中では、そういうことも配慮しながら、これは恩給局がやつたことだから、あなたに文句を言うわけじゃないけれども、それを受けた厚生省といふのは、やはりそういう心がまえといふものを持ていかなければどうにもならぬじゃないか。ただ社会保障制度審議会でそういう意見を出してゐますけれども、厚生大臣がその気にならなければどうにもならぬじゃないか。これは少しさっきの議論と離れておりますけれども、私は

この際聞いておきたい。やはり所得保障をやつていかなければ、経済の問題はどうですか。生産だけあがつて購買力がなくて、アンバランスでいまのような状態の経済が続いてゐるわけですよ。これらの根元を守つていくのが厚生省ですよ。そこを私は言つてゐるわけですから、あなたの意見はわかりましたけれども、そこらの点も十分にひとつ考へておいてもらなければ困る。そこはよくわかりました。そこで、やはり原爆の問題については、いづれあとでまた相談をいたしたいと思ひますけれども、もっと真剣に取り組んでもらわなければ非常に問題があるといふことだけ申し上げて、いづれあとで御相談を申し上げて、御意見を承りたいと思ひます。

○藤原道子君 時間がないようでございまして、簡単に伺ひたいと思ひます。

私は、政治家は公約を守らなければならぬ。これがまず一番大事だと思ひます。この被爆者の問題については、過日も申し上げましたように、裁判の判決でも、当然手厚くやらなければならぬ、きょうまでやらなかつたことは立法院。行政府の責任である、こゝまで指摘されておる。それから衆議院、参議院における決議もなされておる。さらに前厚生大臣がいろいろ約束もしておいでになる。ただそれだけではなくて、この前の選挙のときに、これは各政党に政策を文書で質問がまゐりまして、これに對しまして三十九年四月五日の文書による自民党からの返事の中に、「四月三日の衆議院本会議における決議、原爆被爆者援護強化に関する決議は、わが党は立法院の決議を尊重し、できるだけの線に沿つて努力したい。二、審議会設置の構想についての鈴木前厚相の回答を尊重し、努力したい。三、援護措置についての前進に努力することはもちろんである。」といふ文書の回答が出てゐる。これに對して、先ほど来聞いておれば、何とか言ひのがれようとする答弁以外には私は聞き取れないのです。そこで、私は、衆議院における速記録を取り寄せてみますと、その中に厚生大臣の答弁が、やはりこういう

気持ちで対処しておいでになるから少しも前進しないんじゃないかと存じますので、いまなおこういう気持ちでやつておいでになるのか。だとすると、いまの最後の御答弁も納得がいけないことになる。坊厚生大臣は島本委員の質問に答へまして、「原爆被爆者が非常な激甚な障害を受けた、精神的にも肉体的にも財産的にも非常に大きな障害を受けた」といふことは、これは私もよくわかります。そのとおりでございます。ただ、いま私が申しました援護だ、何だといふような制度でもつてやつていくものは、これは国家の一つの強権的な制度でもつて、たとえば軍人とかあるいは軍属とか、そういうたふさふなもの、国家がこれを縛つて、一つの国家的な地位をそれに付与をいたしまして、その強権的基盤による地位において、これはどこへ戦争に行けといわれたならば、国家の支配されることに抵抗ができない、断つることのできないといつたやうな身分、地位といふようなものを持つた方々が犠牲になつたのと、実質的には広島、長崎へ住まつておられた方は、これはいろいろな関係から——たとえば、こへあした原爆が降つてくるといふことがわかつておつても、そこを避難することができなかったかもしれませんけれども、これは強権的な縛りかけたといふことではない。その人の自由なる意思によつて広島あるいは長崎におられた。国家との関係で、縛られるといつたやうな法律上の地位におつた人ではないといふやうな点から考えますと——私は実質的な障害は認めます。非常に大きな障害を受けられたといふことは認めますけれども、さやうな点におきましては、障害の甚大さにおいて、これは非常にたいへんなことでございまして、ほかの被爆地における爆撃を受けた人、こういう方々と地位において、身分において私は変わりはないと思ひます。ただし、「云々」といふところが答弁されてゐる。だから、あなたの考へる根底に、被爆者はかつてにいたのだから何も援護する必要はないのだ、困れば生活保護で見てやればいいのだといふお考えがあらになるのじゃない

でしょうか。だから、この間私の質問に対して、さっそく相談をいたしまして云々という御答弁があったはずなんです。ところが、一週間たち、まだ話すひまがなかったというふうな御答弁から推しまして、おやりになる気があるのかないのか、そのお考えを聞きたいのであります。ちゃんと文書で回答した中でも明らかです。院の決議は尊重いたします。それから、総理大臣も、やはりこれに対しては鈴木前厚生大臣の意向を尊重して云々ということを書いていらつしやる。それで、ここに來たつては言を左右にしておかれようとしていらつしやる。これはどうなんです。その点からお聞かせ願いたい。

さらに、大臣が総務長官なり総理大臣とお会いになって御相談した御返事はいつ聞かれるのですか、その点についてのお答えを伺いたいと思ひます。

○國務大臣(坊秀男君) いま速記録によつて私の申し上げたことを御朗読いただきましたが、そのとおりを私は申し上げたのでございまして、私の申し上げましたのは、現行制度におきましては、原爆被爆者に対して医療費というものを、これを見ておる。しかしながら、その他のものにつきましては、生活保護は別といたしまして、特に援護をいたしておりません。それはどういふことかと申しますと、そこに詳しく申し上げましたとおり、被爆者の地位というものが、これは非常に縛りかけられたということではなかつたからこうである、こういうふうな申し上げたのでござい

ます。しかしながら、一般の被爆者と原爆被爆者というものの間には、私は相当の、何と申しますか、損傷の性質に違いがあるというところは認めざるを得ない。そういったようなことも含めまして、今日原爆被爆者というものの実態を調査いたしました。そしてその原爆被爆者にはこういうふうにはほかの者と違つたお気の毒な点があるじゃないか、こういったような点を、これは原爆被爆者として何か特別にこれは措置を考えなければならぬじゃないかといったようなことが出てくるかも知れない。

しれない。そういうふうなために、私はこの実態をできるだけ調査いたしまして、その実態を把握して、その上に、先ほど来繰り返して御答弁を申し上げておりますとおり、何らかなすべき措置はやつていかなければならない、かように考えておるのでございします。

○藤原道子君 あなたはこの調査をしていと言われまふけれども、その調査は両院の決議の政策を目的として行なわれておるのですか、ただ実態調査というだけなんですか、どうなんですか。

○國務大臣(坊秀男君) 国会の御意見もございすし、その御意見は尊重してまいらなければならぬ。そのために、どうしてもその実態の調査をしなければならぬ、こういうわけで実態調査をやつておるわけでありまふ。

○藤原道子君 私は先ほどの御答弁で納得がいけない。それならば、原爆投下は国際法違反です。ところが、これに対しての請求権とか異議の申し立て等はサンフランシスコ条約で放棄していらつしやる。普通の戦災とはまた事、変わった特殊な状態に置かれていたということはお認めになりますか、どうなんですか。

○國務大臣(坊秀男君) 原爆を投下したということと、それから無辜の民に対してじゅうたん爆撃をやつた、日本人でございしますから、それは一億一心というわけで、交戦国の国民ではございすけれども、何らの戦闘をするといつたような意思のない、働いておるといふ人間に對してしてじゅうたん爆撃をやつたといふようなことも、私は、こゝらの国際法上のこのこまかいことについては、これは私はいまは存じませぬけれども、いづれも私は、それは原爆を投下したということが一番何と申しますか、非常に残酷な行為であるといふことは、これはもう私が申すまでもないこととございしますけれども、その他の無辜の民に對してしてじゅうたん爆撃をやつたといふことも、程度の差はもちろんだございすけれども、相当なこれは残酷な行為をやつたといふふうに理解できるのじゃないかと思われまふ。

○藤原道子君 話になりませんよ。じゅうたん爆撃をやつたのは残酷行為だけれども、それはそれで終わるのですよ。死んだ人は死んだ、傷つた人は傷つた。原爆は違つたやありませんか。だからこそ国際的にも問題になつてゐるのですよ。後遺症に悩む、いつ発病するかわからない、一週間もたないうちに頭の毛が抜けて、いまでもまゐる坊主になるような被害が続いてゐる。生まれた子供は奇形児が生まれるとか、いろいろ白血球だとか、いろんな問題が現に起きているじゃありませんか。あなたは厚生大臣です。じゅうたん爆撃と原爆を同じに評価してよろしいのでしようか。じゅうたん爆撃は日本もやられております。それと原爆投下とは次元が違ふのですよ。同じなら私はこの被爆者に対してこゝまで追及いたしません。いつ死ぬか、きょう健康でも、あした発病するかも知れない不安におののいてゐるじゃありませんか。その人たちが生活に困り、病気の不安におびえ、しかも、病氣になつてもなかなか医療も制限があつて十分に受けられないのですよ。これはどうお考えなんですか。それでもじゅうたん爆撃と同じだとおっしゃるのですか。

○國務大臣(坊秀男君) 決して私は同じだとは申しておりません。

○藤原道子君 同じと言ひました。

○國務大臣(坊秀男君) 程度も違ふし、それは同じとは決して申しておりません。だから、この原爆被爆者といふものについては特にこれを調査いたしておる、こういうこととございまして、私は、原爆投下と普通の爆撃をしたアメリカといふものを見ますと、これはじゅうたん爆撃をやつたことを、それから原爆を投下したことも、非常な私は残酷行為だと思ひます。しかしながら、その残酷行為を受けた人間でございしますが、その受けた被害者は、これは普通の爆撃を受けた被害者と原爆を受けた被害者といふものは、後遺症も、あるいはそういったような潜在する病気でございします。これは全く私は違つた性質のものだといふことは決して否定するものでもございしません。

同じように考えておるか、こう言われまふけれども、私は同じようには考えておりません。

○藤原道子君 同じだと言つたじゃないですか。こゝさへ逃げればいいのじゃないですか。それならば、遺伝までする、こゝまで言われておる被爆者に対して、これはどう要求し、政府にすがつておる人たちに對して、審議会をつくり、さらに、これによつて援護法をつくることか、この人たちの要望にこたへようとするお考えはあるのですか。尊重すると言つてゐるじゃないですか。

○國務大臣(坊秀男君) 国会における御決議もありまふし、それに基づいてたゞいま実態調査をしておるわけでございますが、その実態調査の結果、私は何らかのなすべき措置はその結果によつて考えていくべきだと、かように考えております。

○藤原道子君 総理府から見えておりますね。私は長官でなければ話にはわからないのですよ。総務長官がはつきり言つていらつしやる点についてお聞きしたい。困つちやうだね、この人には答えられないのですよ、この問題は。せつかく来てくだすつたのですからお伺ひしたいのですが、六月二十七日に塚原総務長官は、原爆被害者の補償要求には応ぜられない、こういうふうな答えていらつしやる。それから、戦後処理はもう終つたのだとも言つていらつしやる。これに對して総理府ではそういう方針でおいでになるのかどうか、その点を聞かしてほしい。

○説明員(武藤昭君) ただいま総務長官は、残念ながら所用がございまして、当委員会に出席できないのを遺憾に存じます。

○藤原道子君 藤原委員の御質問の点につきましては、事務的にまだ同つておりませんので、これはお答えいたしかねるわけではあります。

○藤原道子君 あなたにこれ以上聞いたつてしかたがない。そういう質問が出た、この真意を明らかにしてほしいといふことはお伝えになつていただきます。これが二転三転しておるから質問するのです。前には決議は尊重すると言つてゐる。とこ

るが、今度は引き揚げ者の問題が片づいたので、これでもってすべて終わりと、こういうふうに考えていらつしやる。これは私は非常に何といひますか、朝言つたことと晩言つたことと違ふ、こういう方がそういう気持ちで政治をされてはたまらない、こういう気持ちから御所見を伺いたい、こういうつもりでお出ましを願つたわけであります。

そこで、大蔵省の方にお伺いしたいのでございますが、結局、大蔵大臣は、引き揚げ者の財産補償についてだいたいおねばつておいでになる、反対しおいでになる。それで、新聞の報ずるところによりまして、すでにこれは終わったんだという考え方に立つていらつしやる。そうでしょう。三十二年に四百六十一億を出していらつしやる。そのときにも、在外財産補償はこれで解決がついた、今後この問題についてはあらためて考慮することはない、こういう立場を政府はおとりになつた。ところが、三百五十万に達する引き揚げ者団体、これらの人の強い要望、これを取り上げる委員、これらの人の圧力によりまして、今回再び千九百二十五億を出しになる。これに對ししても、与党の中になつて、どう考えたって補償のための理由づけはできない、こういうことをはつきり言っている人はたくさんあるのです。ところが、これら圧力団体には四百六十一億を三十二年に出して、そしてまた今回千九百二十五億を出しておいでになる。これを試算いたしますと、そのとき赤ちゃんだった人にも全部いくんとすね。私はここが理屈に合わないと思う。しかも、戦没者の妻に對しての補償は二十万円、今度の場合は一軒で四十万円くらいになる、家もあるんでしよう、家族構成によつては。ところが、これらはもうはつきり終わったんだということを言明されても、圧力団体の前にはこういう再度手厚い補償がなされていく。引き揚げ者も、私は、確かに海外に財産を放棄しておいでになった、これはお気の毒だと思ふ。戦争の犠牲者だと思ひます。けれども、もう戦後二十年たつてゐるのです。どうやらその人たちは、生活の基盤はできて

いると思ふ。困っている人は私はむしろ見て差し上げるべきだと思ふ。だから、厚生大臣は、しばしば調査によつてとおしやる。だけれども、海外引き揚げ者の問題は、何を根拠にどこまで調査ができてゐるのか。けれども、圧力団体には弱い政府も、被爆者は力がないですよ、病身なんです。だからこの人たちに私たちは何らかの補償をするべきじゃないか、援護法をつくるべきじゃないかと主張してゐるのでございますが、一部聞くところによりまして、厚生省にはその考えがあるんだけれども、大蔵省がしつて踏み切れないんだというふうな話も聞くので、一体大蔵省はどういうふうなこの被爆者に對してのお考えをお持ちになつてゐるかどうかを伺いたい。引き揚げ者団体と、そしてこの被爆者たちに對してのお考え方を伺いたい。

○委員長(山本伊三郎君) 藤原委員にちよつと申し上げます。報告いたしますが、実は一昨夜来の集中豪雨によりまして、塚原総理府総務長官は対策本部長として、出席を要請いたしました。本日どうしてもおいで願えないということでありまして、御了承願ひます。

○説明員(辻敏一君) 引き揚げ者に対する特別交付金の問題につきましては、私、直接担当いたしました。おりませんので、詳細にお答えできないのでございまして、在外財産審議会の答申の趣旨に基づきまして、多年にわたる在外財産の補償の問題に對する最終措置として行なわれたものである、かように承知いたしております。戦後すでに二十余年を経過して今日、政府が戦後処理問題にいつまでも追われるということは適當ではございませんので、その内容等の決定につきましては、他の戦争犠牲者に対する各種の措置との均衡に十分配慮して行なわれたものだ、かように承知いたしております。今後におきまして、この種の問題は、戦争犠牲者であるといふことを問わず、社会保障制度全般の整備充実の一環として対処してまいりたい、財政当局としてはさうに考えております。

なお、原爆被爆者の問題につきましては、先ほど御指摘がございましたように、一般の被爆者と違ひます最も大きな点は、健康上特別な状態にあるということでございます。そして原爆の被爆者の方々がこのようにいまなお置かれてゐる健康上の特別な状態にかんがみまして、政府といひましては「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」という法律を制定いたしました。逐年その内容を充実して、予算総額も漸次増額してまいりまして、四十二年度は二十八億四千万を計上いたしておるわけでございます。一般に貧困の最大の原因は疾病であるといわれておりますが、このような疾病に對しまして以上のような手厚い措置を行なつてゐるのでございますが、また、原爆被爆者以外にも、一般の被爆者、一般の空襲の犠牲者、なおまた、戦災とか疎開等によつて資産を失つて生活困難になつておられる方々等もありますので、それらの方々との均衡を考慮いたしますと、原爆被爆者のみに特別な経済的補償をする、あるいは援護の措置を講ずるといふことはいろいろ問題があらうと、このように考えております。

○藤原道子君 私は、答申を尊重しておやりになつたとおっしゃいますけれども、答申の中には、国外における財産形成や生活利益の状況を考慮して、一定の年限に達していなかつた者は除外すべきである云々ということが出てゐる。だから、政府のほうでは年齢制限をしようと思つたけれども、これまた党の圧力によつてねじ伏せられてしまつた、こういう点が、まことに力あるものには弱く、弱いものに強いあり方が如実にあらわれてゐるといふわけにはならないと思ふのです。ただ、いまあなたがおっしゃいました、原爆被爆者は特別であるから医療援護の面をみてゐる。ところが被爆者は医療だけではだめなんです。生活の能力がないのだから、結婚にも支障があり、就職にも支障がある、非常な困難な状況にあることもお考え願ひまして、強い者だけを守るのじゃなく、ほんとうに訴えるところもない被爆者、きょうすり込みをしてゐても、あした命を失う

かわからないような人たちに對しまして、もう少しさいふのひもをゆるめていただきまして、引き揚げ者には社会保障制度で考えてやつたとおっしゃいますけれども、私は、この人類初めての試験を受けてゐる——その前に、生命のともしびがいつ消えるのかとおそれおのいておりますこれらの者に對しまして、ぜひ格段の御配慮を願ひたい、これをひとつ大臣に十分お伝えになつていただきたいと思います。

それから、委員長、私は質問はこれでは委員長長の御命令でございますので、十二時半で終われというの、私が立つたのが十二時半でございました。それで、これで終わりますが、大臣から総理、総務長官、それらの人とお打ち合わせになつて、その御答弁を伺うまで私は質問を保留いたします。

○委員長(山本伊三郎君) ちよつと速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(山本伊三郎君) 速記を起して。午前中の質疑はこの程度にとどめ、午後一時五十分まで休憩いたします。

午後零時四十九分休憩

午後二時三十一分開会

○委員長(山本伊三郎君) ただいまより社会労働委員会を再開いたします。

委員の異動について報告いたします。本日、大橋和孝君が委員を辞任され、その補欠として西村関一君が選任されました。

○委員長(山本伊三郎君) この際、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。新生児の看護等に関する件の調査のため、本日、日本赤十字社衛生部長北村勇君を参考人として本委員会に出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 休憩前に引き続き、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、及び、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案の両案を議題といたします。

午前の藤田、藤原両委員に対する質疑に対しては、坊厚生大臣から発言を求められておりますので、発言を許します。坊厚生大臣。

○国務大臣(坊秀男君) 原爆被爆者に対しましては、すでに国会両院におきましての御決議もいたしております。この方々に対する措置につきましては、今日実態調査が進行中でございますが、十月に相なりますればその結果が判明するのでございまして、その結果によりまして、私といたしましてはできる限りの善処をいたしたいという決意でございます。

○委員長(山本伊三郎君) 御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○藤田藤太郎君 大臣のお話はけっこうでございますが、その他の戦後処理の問題についても、厚生大臣はいろいろと実質的に閣内その他で努力をして進めてもらおうということについての御意思のほどを聞かしていただきたい。

○国務大臣(坊秀男君) 戦争のためにいろいろ戦後の処理をしなければならないといったような問題は、私は、在外資産等の問題を処理することによってこれで終わらだということとは考えておりません。その他の問題もたくさんあると思います。これらの問題につきましても処理をしまいたいかなければならないと、そういったような問題についても、私は慎重に強い決意をもってやっておりますと、かように考えております。

○委員長(山本伊三郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認めま

す。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本伊三郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって厚案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案を議題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本伊三郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○藤田藤太郎君 私は、皆さんの御同意をいただきまして、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

一、原爆被爆者援護については、既に昭和三十一年衆参両院において「原爆被爆者援護強化に関する決議」がなされていることにかんがみ、政府は、すみやかに、原爆被爆者援護に関する法的措置を促進するため、関係者を含む特別の審議会を設置して、両院決議の実現をはかること。

二、政府は、原爆被爆者以外の各種の戦争犠牲

者の援護についても、未だ適当な処遇がなされていない者に対しては、公平な処遇があらねく行なわれるよう努めること。

以上であります。御賛同願います。

○委員長(山本伊三郎君) ただいま述べられました藤田藤太郎君提出の附帯決議案を議題といたします。

藤田藤太郎君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本伊三郎君) 全会一致と認めます。よって、藤田藤太郎君提出の附帯決議案は本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、坊厚生大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。坊厚生大臣。

○国務大臣(坊秀男君) ただいまの決議につきましては、政府といたしましてもその趣旨を十分尊重し、できるだけ努力したい所存でございます。

○委員長(山本伊三郎君) なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、先例により、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 次に、社会保障制度に関する調査を議題とし、質疑を行ないます。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○藤原道子君 私は、この際、妊産婦死亡と新生児の人権問題についての御質問を申し上げたいと思います。

実は、私たちは、与野党問わず、衆参両院の婦人議員懇談会というものを持っておりますので、週日、新生児管理改善促進連合の方から、この婦人懇談会に対して陳情がございました。私は、前々から、新生児の処遇に対してはいろいろと質問をし、さらに看護要員等のことについても質

疑をいたしてきたものでございますが、どうも陳情等を伺いまして、あまりにも私の質問がから回りであって、何ら改善の措置がとられていないというところにつきまして、まず最初に遺憾の意を表するものでございます。終戦後いろいろと医療制度も変わってまいりました。社会の風潮も変わりました。いままでお産の場合には居室においてお産をする人が多かったところが、最近はその約七〇％が入院による施設内における分べん、こういうふうに変わってまいりました。ところが、これに要する施設とか、あるいは看護要員、お医者さん、これらについての手当てがほとんどなされていないように考えられますが、これはいまだどういふふうになっておりますか、これをまずお伺いしたいと思ひます。聞かるところによると、いまでも新生児は人間としては扱われていない、ほとんど産婦の付属品のような扱いである、これに要する看護要員はほとんど確保されていない、こういうふうでございまして、それらについての現状をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(若松栄一君) 病院において新生児の看護がどういふふうに行なわれておるかということとでございますが、御承知のように、病院における看護の要員というものは、医療法の施行規則によりまして、大体四病床について看護要員一人ということを標準にして看護要員の総数が定められております。しかし、現実にはこの四対一というのはどこまでも標準でございまして、それ以上のところも、それ以下のところもございまして、通常、一般病院におきましては四対一の原則が大体守られております。精神、結核等におきましては六対一というような標準がございまして、そういう標準の数は、これは病院全体の看護をまかなうめとでございまして、病院内における看護要員の配置、つまりどこに重く、どこに軽くというような傾斜配置というようなのはそれぞれの病院の特徴によってきまるものでございまして、したがって、大体ほとんど平等にいくところもございまして、また、たとえば手術後の回復室である

とか、あるいは分べん室であるとかいうようなところは比較的厚く配置されるわけでございます。そういうことで、病院内におきまして、それぞれ看護の実態に即応して傾斜的な配置を行なっております。したがって、現実には産科病棟、あるいは産婦人科病棟、特に分べん室、新生児を含みましたそのような病棟にはかなり強い傾斜をもつて重点的に看護職員が配置されております。したがって、決して新生児を看護をしていないということではないのでございまして、ただ、従来からいわれておりますのは、新生児を入院させた場合にも、それをいわゆる病院の一ベッドということに計算していい。したがって、新生児の分に対して特別の看護婦の割り当てがないということがありましたわけで、これを新生児を何ら看護する職員がいらないというふうに思い込まれていた節があるかと思ひます。そういう意味で、現実には新生児の看護は各病院ともかなり手厚くやっております。ただ、医療法上の基準として看護婦の総数を計算する場合に新生児の分が加算されていまいというところが実態でございまして。

○藤原道子君 いつもそういう答弁をなさるのでございまして、現実には新生児室というのがございまして、ここに常時看護婦がいるという施設がどのくらいございまして。結局四人に対して一人、これが医療法で定められた定員ですね。これ三交代制なんですね。日曜出勤があり、さらに早出、おそ出等々すれば、いまの四人に一人でも足りないというのがいまの現状なんです。したがって、夜勤が十日も十五日もあるところもあるのです。その上に新生児の定員がないから、新生児というものは医療法のどこにも認められていないのです。ところが、お産したあとの新生児の処遇というものは非常に重大だと思ひます。しかも、お産は、あなたも御承知でございまして、うけれども、半数以上が夜間なんです。夜勤のときなんです。あるいは交代時なんです。そのために非常に看護婦さん、産婆さんが過労になる。いまでは産婆さんになり手がないというところまで追い

ておるのです。あなたの方のその考え方は、看護婦さんのその過重労働におんおしてこの問題を処理しているといわねえかたがたがないのです。だから、どこまでも新生児に対しては、まあお産婦さんの付属品ですわね、結局、赤ちゃん自身の人権がないのでしょ、そこに、これに対してはどういうお考えを持っていらいしやいますか。

○政府委員(若松栄一君) 現在、新生児室というのは大部分の病院にできるようになって、現に分べん室を有しております病院の六〇%になっております。国立病院においてはほとんどが新生児室を持っております。なお、そういう病棟における看護婦の実際の数は一体どうなっておるかということになりますと、ただいま申し上げましたように、医療法上計算の基礎にはなっていないけれども、現実には職員が非常に厚く配置されているということを示しました。たとえば国立病院の例をとってみますと、国立病院全体で、国立病院の中で産科が独立しておる病院が相当ございまして、いわゆる産婦人科という診療科も持つておるほかに、産科というのが独立しているものが十幾つございまして、産科のベッドに対する職員の配置の状況を見ますと、大体分べん室を含みますが、産科の病室では分べん室を含んで看護職員が二・二ベッドに一人配置されております。これは産科が独立しておりますので、仙台、栃木、東京、東二、相模原、横浜、名古屋、金沢、京都、大阪、福岡、中央、この病院が産科が独立しておりますが、その産科が独立しております病院では看護職員が二・二人に一人の割合で非常に傾斜配置されているわけでございます。そのかわり、その四対一のワクの中でございまして、どこかにしわ寄せが出てまいります。そのしわ寄せの一つといたしまして、内科では四・六人に一人というぐあいに、四をオーバーいたすわけでございます。また、外来部門の看護も若干しわ寄せを食ひまして、そして標準より若干過重の労働になつていくというのが実情でございまして。

○藤原道子君 こちらの資料によりますと、常住

してないというのが公立病院でも相当あるのです。ことに夜間に至りましては三分の一以上が常住してない、公立病院で、赤ちゃん二・二人に一人が常住している、とんでもないことだと思ひます。そのくらいいいときもあるでしよう。何か用事があるときはいいかも知れぬ。それは常住ではないのですよ、医務局長。それでも常住しているとは断言できませんか。

○政府委員(若松栄一君) 看護の勤務は三交代制でございまして、そして特に新生児というふうなものは二十四時間見てやらなければなりませんので、当然普通の四対一程度の看護婦ではとても二十四時間を十分に見てあげられません。そういう意味で、いま申し上げましたように、産科の病床に配置されておまして、まあ相当の倍の職員が常にちゃんと看護職員が見守っているものと思ひます。ごく小さな病院でそういうものがあるかどうか、そこらあたりのところは、しかと承知しております。

○藤原道子君 私は、しかと承知しないじゃ困るのですよ。一カ月に三百人、五百人赤ちゃんを取り扱っておるところもある。そこで赤ちゃんのために二・五人に一人ですか、という看護要員がつけば、そのしわ寄せは他の病棟にいくのです。ここに新生児の場合は、健康で生まれても飲み食いできない。生まれてから初めて外気に触れて呼吸もする、嚔下作用もする、血液の循環、すべて生理的に変化が起こるときなんです。そのときに非常に危険度があるわけです。にもかかわらず、その赤ちゃんに対する処遇は付録的にやっておるということ、私は納得がいけない。したがって、今後その新生児に対する看護要員を確立する御意思があるかどうか。

○政府委員(若松栄一君) 先生先ほど御指摘になりましたように、昔は施設内分娩、特に入院分娩というものは非常に少なかったわけでありまして、たとえば昭和二十二年、終戦のすぐあとの昭和二十二年ごろでありますと、施設内分娩が二・

四割しかなかった。ところが、三十九年には八〇%にもなっております。二・何割というふうな時代でありまして、病院の中に占める新生児の比重というものは非常に少なかったわけでございます。その時代には多少新生児に手をとられておったところで、まあ実際上病院全体としてはたいした痛痒を感じなかった。ところが、こういうふうになつて五〇%になり、八〇%になりますと、新生児の看護のための看護要員を計算に入れないということになりますと、いま申しましたように、方々へしわ寄せが出てまいります。しわ寄せが出てくれば、必然的にやはり新生児それ自体の看護も手薄になるおそれがある。そういう意味で、昔のようにごくわずかな部分であれば、ある程度ネグリジブルであつたのでございまして、最近のように、病院のベッド全体の中に占める比重が多くなつてまいりますと、とうていネグリジブルというわけにはまいりません。そこで、私もといいたしまして、もうこれをほうっておける段階ではないということ、実は先ほど来省令改正を検討いたしております、新生児の数というものもいふゆるこの医療法の看護の基準の算定対象にしよう。つまりほかの患者が全部込みで四対一になつておりますが、新生児も四対一の込みにして、少なくとも勘定の対象に入れる。つまり新生児分だけ看護婦の数を増したいという考え方で、現在医療法の規則の改正を検討中でございます。

○藤原道子君 いつごろできるのですか。検討中検討中といつて、原爆の問題だつて二十年検討していつまで解決できない。これは命に関係することでございますから、これは赤ちゃんを人間として認めるその処遇はいつごろをめどにおやりになりますか。

○政府委員(若松栄一君) この問題は、先生御承知のように、看護婦の非常に不足している現状におきまして、さらに病院の看護婦の需要を増すことにならなければいけません。私どもとしても看護婦の供給がきわめて逼迫しているのに、きわめて多数の看護要員を増加しなければならぬとい

うことについては、かなりちゅうちょせざるを得ないような段階に立ったわけでございますが、幸い、最近若干看護婦の需給についても、二、三年前ほどの窮乏さがなくなつてまいりました。これを機会にいまこそ踏み切るべき時期ではないかという判断をいたしまして、ごく近い将来にこの改正をいたしたいと思っております。

○藤原道子君 看護婦が足りない足りないといつて、あなた方ふやす努力をしないのですよ。二、三年前までは看護学校の志願者が少なかつた。こゝしは九倍から十倍、急増率があつたのですよ。それならば、こういう機会にほんとうにふやす意思があるならば看護学院の増設もできるでしょうし、あるいは、また、准看が長く経験年数を経たときには、国家試験を経てこれを看護婦にする。やる手段は幾らでもあるけれども、それをおやりにならないので看護婦が足りない足りないで、しわ寄せを患者の上に押し寄せたままできようまでのんべんだらりときてゐるわけです。この際、局長の言われましたことばを信用いたしまして、一日も早く新生児が人として扱われるようにひとつ改定していただきたい。結局、戦争前には居宅分べんが多かつた、それが戦後こうなつた。これは社会の進歩でして、それなのにこれに対する処遇、対策というものが全然考えられない。そうして、そのしわ寄せがここに一挙にあらわれてきてゐる一つの病院で月に何百人とお産するの、その赤ちゃんが全部看護婦を食つてゐるわけでございます。その結果不測の事態が各地に起こつてゐるのです。私、結局赤ちゃんはまだ嚙下力も十分じゃないし、それにお乳を飲ませる。それで、そばについていないために窒息した例がある。あるいは赤ちゃんが、看護婦がいらないために保育箱の中で死んだ例もある。いろいろ問題が起こつてゐる。赤ちゃんを取りかえられ、幸いあれば血液型でわかつたが、わからない人がまだいるのじゃないかといつて、病院でお産したおあさんたちはこのごろ戦々恐々としております。私は、こういうようなことは対策を立てれば避けられるのに、

対策を立てないで来たというところに責任があると思う。それは早急にひとつ改めていただかないかならないと思ひます。火事のときたとか、あるいは病気の発見がおくれるとか、早く発見すれば重症黄だんだんとして処置があるはずなんです。それが時期を失すれば結局脳性小児麻痺、一生とんでもない姿になることになるわけでございますから、人間の命でございますから、十分に今後はお考えを願ひたい。それから、看護婦だつてお産姿さんだつて人間でございますから、やはり人間らしく処遇してほしい。

それと、もう一つお尋ねいたしますが、乳幼児の死亡率の問題、乳幼児の死亡率、これは日本はアメリカよりも低くなつた、こういうことを宣伝しておいでになりますすが、実態はどうなつてゐるか、聞かしていただきたい。

○説明員(松尾正雄君) お答えいたします。

日本の御指摘の乳児死亡率につきましては、たとえば一九六四年におきまして出生千人について二〇・四、例に出されましたアメリカが二四・二という状態でございます。そういう点におきましては、明らかに数字では低くなつております。実態はどうかという御質問でございますが、私もといたしましては、御承知のとおり、この日本の人口動態統計は、戸籍法に基づきまして提出された届け出書に基づいて、それを正確に統計としてまとめていくという、いわば第二次統計をとつてゐるわけでございます。それで戸籍という特殊な事態がございますために、出生の届け出とか死亡の届け出というものは非常に正確だといわれておるわけでございます。その限りにおいては、日本のこの死亡率等、人口動態統計がこれまで世界的に非常に高水準のものでありつてゐるわけでございます。ただ、先生おそろしく御指摘になりました点は、生まれて間もない乳児が、いわば出生という手段をとりました後に、死亡という手続を経て、正確に乳児死亡というふうに判定されてゐるかどうか、こういう点の御質問であらうかと存じますけれども、数量的にどれくらいである

かということとはわかりませんが、一部には厳密に申せば、ほんとうは出生であつた、しかし、それがいわば死産として処理されてゐるものがないというところはないと存じます。しかし、この問題は、世界のどこにおきましても、程度の差はあると存じますけれども、一つの悩みになつておるところでございます。したがうしまして、その観察にはよほど注意を要するということが指摘されてゐるような事情でございます。

○藤原道子君 私はそこが問題だと思ふ。新聞の投書欄にも、死産の矛盾が各国共通だと、こういう投書が出ておる。フランスでもそうだと。ところが、私は、世界各國共通であつても、矛盾は直さなさいいけない。ことに世界各國といつたけれども、ノルウェーにおいて若干一週間未満のものゝ死産として扱われておる。それからイギリスも若干あります。けれども、それはわずかでございまして、ところが、日本におきましては、これは一九六三年の資料でございますけれども、日本の新生児の死亡は二・三・二となつてゐる。ところが、これに一週間以内の死んだ赤ちゃんの死産で届けられてゐるのですね。死産として扱われてゐる。しかし、おやあと生まれて息をしていたら人間だから人権があると思うが、これが全部死産として扱われる。これを加えますと五・一・二ということになる。それも一週間以内の赤ちゃんを全部死産として勘定されてゐるのじゃございませぬ。この中で手当てよろしきを得るならば、二百人の死産の中で百人くらいは助かるのじゃないか、こゝにいわれている。こういうものをに入れてこの数字になる。あまりにも外国に比較いたしました、外国の資料もございまして、日本は飛び抜けて死産扱いが多過ぎる。だから、私が言うのは、一週間以内の、処遇よろしきを得ればせうかく生まれた赤ちゃんが助かるのじゃないか。それを全部死産として扱つてしまつて、その後の統計だけしかとていないということ、これは人道に許せないということ、だから、ここに諸外国生存期間別乳児死亡率比較が出ておりま

す。日本の場合は、つまりゼロ日から六日まで、この死産が九・三となつてゐる。これは世界で最少ですか、一番少ないスエーデンでも一〇・一になつてゐる。日本は九・三です。ところが、七日から二十七日までの死亡は日本が一番多いのです。それから、七日から一年未満も日本が一番多い。七日から一年未満はスエーデンは四・四です。日本は一四です。一年未満では日本が一番多いのです。それから、七日から二十七日までの統計でも日本が一番多いのです。四・六で日本が一番多い。ところが、乳幼児死亡率というその統計からいけば、日本はなるほどアメリカより少ない。これはおかしいじゃないですか。そうして、また、一週間以内で死んだ赤ちゃんの率は世界一なんです。ほかにこういう方式をとつてゐる国がフランス、それからオーストリア、チェコスロバキア、それからスコットランド、それからイギリス、ノルウェー、それからオランダ。しかし、これはごくわずかなんです。日本のような国はどこにもないです。これでよろしいのでしょうか。私たちは、やはり命を生む母の立場からいたしまして、子供が生まれるまで親はどういう気持ちで介護してゐるか。その子が施設よろしきを得ないから看護よろしきを得ないために、世界有数の医学の発達した国といわれておりながら、こういう統計では私黙つてゐられない、これはどうなんでしょう。これでも世界通例の矛盾でございますとおっしゃるのです。

○説明員(松尾正雄君) 一週間未満の死亡の場合、これが死産として届け出られるという可塑性はわりあい少ないものだと思つております。ただ、一日未満と申しますか、生まれて直後の死産、二十四時間以内、いま先生御指摘のような、二十四時間ゼロ日というところは、まさにフランスに匹敵するくらい日本は低いわけでございます。その点は御指摘のとおり、先ほども申し上げたようにきさつがあつて死産のほうに流れてゐると考へてよろしいかと思ひます。私ども、決してそういう現状を、この数字が、そう

いうものがない、絶対ないのだという前提に立って、いままで申し上げたこともないわけでございます。しかしながら、多少程度の差こそあれ、ただいま先生も御指摘のような、そういうふうに出生直後の乳児死亡というものは、実は死産との間に混淆しやすい問題がある、このことはWHOが指摘しております、周産期死亡という考え方でそこを補ってあげていこうじゃないかという問題がございます。これは生後一週間以内の乳児死亡と妊娠第八月後の死産と、この二つを寄せていたしまして、出生をめぐる前後の死亡という形で足したもので解釈をしなければ国際的な比較もよくできないのだという提案がございまして、厚生省もすでに数年前からあらゆるものに計算をして公表いたしておるわけでありまして、それによりまして、確かにその周産期死亡率——妊娠末期の死産と、それから一週間未満の新生児死亡の二つを足した率は、決して日本はそんなに低くないのであります。決して低くない、そういうこともすでに公表いたしまして、いわゆる母体なり、そういう母体の保護なり新生児対策なり、十分その点を考慮していただきたいということはいろいろな機会に申し上げておるような次第でございます。ただ、私どももいたしましては、やはり正確に出生は出生として届け出ていただき、短時間であっても、やはり死亡したら、そのあとまたもう一度届け出ていただき、死亡として扱っていただく、これは当然私も努力しなければいかぬと考えております。特に先ほど来いろいろ御議論もございまして、最近施設分べんが非常に多いという実態が申しますれば、それに立ち会います医師、あるいは助産婦の方が、実はそういう状態について一番よく御存じでございます。そういう方々がやはり正確に届けをしていただきますように、また、そういう証明書をお書きいただくわけでございますが、正確な証明書を出していただくようにということを、従来もお願いしてまいっております。今後努力してまいらなければならぬと思っております。

○藤原道子君 私、その矛盾をお認めになって、そういうふうな改めたいこうとされておる努力をいたします。しかし、これはやはり看護よろしきを得れば一週間以内の赤ちゃんで助かる人が半分ぐらいあると見込まれているのですね。ここに陳情においでになったお医者さん、りっぱな名前の方だから、これを私は信頼しております。こういうことになると、こういう一週間以内の赤ちゃんが死産で扱われているというようなことは、一般のおかあさんに大きなショックなんです。ですから、間違っておるならばちゃんとこれを改めていただき、看護要員が足りないからしかたがない、こういうことで死んでいく赤ちゃん、とり違えられない、赤ちゃん、事故によって死んでいく赤ちゃん、いろいろそのなくなられた赤ちゃんの例はたくさんございますけれども、そう一々言うことは差し控えます。こういうことがあるのだから、医務局長には、ぜひ勇気を出して赤ちゃんに対する人権を認めていただいて、ぜひとも看護要員の確保を確立をしていただきたいということを強くお願いいたしておきます。

時間の関係もございまして、そこで、いろいろ新生児の人権の問題もさることながら、ここに日本でも考えていただかなければならないのは、一九四〇年、昭和十五年には日本では妊産婦の死亡は諸外国に比べて第六位、非常に成績がよかったわけです。その当時には日本より少ない国はごくわずかでございます。五つあるわけですから、アメリカでもスイスでも、日本よりはるかに多かったです。オーストラリアのごときはほとんど倍に近い妊産婦の死亡率だった。ところが、終戦後、諸外国は母子対策というものが非常に強化された。命を生む母を守れということ、結局母体保護が非常に進んでまいりました結果、一九六二年、三十七年度におきましては、諸外国はほとんど半減、三分の一、四分の一に減っております。一八一・二だったスウェーデンが一三になつておる。あるいはアメリカのごときは三七六でございます。

が、いまではこれが三五・二と、極端に減つてきている。ところが、日本は当時二二・九・六だったのが一二・二、減つてはおります。けれども、諸外国は三分の一、五分の一に減つておる。ところが、日本は相変わらず、世界最高とはいいませんが、セイロンよりは少ないのでございまして。いわゆる先進国といわれる国々に比較いたしますと、恥ずかしいくらい多いわけなんです。これはどこに原因があるのですか。これはどうお考えですか、医務局長、どつちかね。

○政府委員(澤美節夫君) ただいま藤原先生から昭和十五年以来の妊産婦の死亡率につきましていろいろとお話を承つたわけでございます。統計数字はまことにそのとおりでございます。いすれにいたしまして、私も、いまもお話がございました。いたしたような母子保健の現状にかんがみまして、母子保健対策を強力に推進していかなければならぬというのを考えております。特に昭和四十年には母子保健法ができてまして、四十一年から施行になっております。したがって、その法律の定めておりますいろいろな施策、これは先生御承知のように、母子——妊産婦、乳幼児等の保健指導から、あるいは訪問指導、それから、さらに問題のある子供れちに対しますいろいろな給付等も行なつておりますが、こういった一連の施策を今後とも進めていって、いま御指摘のありましたような実情の改善につとめたいということが必要だと、かように考えております。先生の御話がありましたようないろいろな原因もあつたとは思いますが、現在の問題といたしましては、いま申し上げましたような各種施策の強力な推進ということをおいては、ほかには対策がない、かように考えております。

○藤原道子君 いま母子保健法が施行されたということでございますが、私たちが提案いたしましたのは、妊産婦、つまり施設で生む中の死亡原因では、妊娠中毒が一番多いのです。それから出血ですね、その次が子宮外妊娠、こういうふうになつておると思うのでございますが、この妊娠中毒等に対しましては、これはまあ過労もあれば、心身ショックもあれば、栄養の問題が非常に多い。したがって、妊産婦、乳幼児には牛乳一合を支給する、お産は全部入院してやるようにする、これは健保等の対象にして、お産の費用は無料にする。そのほか休養施設その他を出したわけですが、取り上げられましたのは牛乳一合だけ。ところが、その牛乳一合も、生活保護の家庭それから地方税の均等割りまで伸びたのですが、地方税を納めない家庭だったね、初めは。それがやや伸びて、均等割りまではこれを支給するということになつておりますが、下部、末端にはなかなか行き渡っていない。このPRが足りないから、知らない人はたくさんあるのです。だから、政府はほんとうに母体保護を考えているのだろうかというところの疑問を持つわけなんです。しかも、最近、返上する傾向にあるというじゃないですか。牛乳が値上げになつてくる、地方団体の負担分がふえてくる、こういうことで、これをむしろ返上するという動きがあるやに聞いておりますが、その実情を聞かしてほしいと思ひます。

○政府委員(澤美節夫君) 母子保健法の制定以来、いま先生から御指摘いただきました一つの点、妊娠中毒症に対しまして療育指導、あるいはこれの治療費、こういった点につきまして給付を行なつておまして、本年度におきましては、妊娠中毒症の対策の一つといたしまして一千六百三十六万一千円というふうな金額が計上されました。これによつてやつておるわけでございますが、いまお話のありましたような、施設の問題でありますとか、その他糖尿病とか、いろいろ問題があると思ひますので、こういった妊娠中毒症の内容改善という問題も今後考えなくてはならない一つの問題であろうと、かように考えております。

それから、次に、母子栄養強化の問題でございますが、これも従来以来、次第に低所得者の層をふやしてまいつておりますが、さらにこういった層を拡大するということは必要かと考えております。

す。この点につきましても、今後の重要な問題といたしまして積極的に取り組まなければならない、かように考えております。

なお、このミルクの配給につきまして、どうもPRが不足しないかというふうなお話を伺ったのでございますが、この点につきましては、私も厚生省におきましても、各都道府県等につきましてその徹底をはかつておるわけでございまして、先生御指摘のごとく、単価がやや実情から離れておるといふ問題は確かに大きなミルクの支給に對します隘路であることは認めざるを得ないのでございまして、したがって、本年はこういった単価の実情に即した改善ということで、一応は昨年度まで一本十五円という単価でございまして、これを十六円三十銭というふうに改善をしたわけでございまして、なお、さらに、こういったミルクの価格が上昇の傾向にございまして、したがって、来年度においても、もっと実情に合った単価によりまして、市町村が特に自己負担、超過負担があまり起らないように、こういった点について努力をしなければならぬと、かように考えております。

○藤原道子君 十六円三十銭はどういうところからはじき出したのですか。牛乳の単価ですね、あれは十八円だか二十円ですね、駅で飲んだって二十円ですよ。十六円三十銭というのはどういうわけですか。

○政府委員(湯美節夫君) 十六円三十銭の根拠といたしましては、先生御承知のように、なま乳をそのまま飲んでいるところと、粉ミルクとして飲んでいふ地域が日本にはございまして、したがって、これらを加算平均いたしますと一合の単価が十六円三十銭というふうな割り出し方で算出をされるのでございまして、したがって、どうしても十八円でなければ手に入らないという地域におきましては、なま乳の単価で給付が行なわれるということに相なるわけでございまして、

○藤原道子君 それは初耳ですね、牛乳を飲むところは十八円でやっていると。だけれども、法律

の制定のときの精神はなま乳で計算したはずですから、だけれども、単価が安いからしかたなくて東京都だって粉乳なんですね、なま乳のほうがいいですよ。だから、単価が安いからやむを得ず粉乳になっている。それを十六円三十銭、改定したんだといっても、それではなま粉乳がふえてくる結果になるのじゃないか、それはどうなんですか。

○政府委員(湯美節夫君) なま乳でそのまま飲用できるという地域におきましては実情の単価でやっておりますが、やはり農村僻地等におきまして、現に実際問題といたしまして、粉乳を使っておるといふところもございまして、これらの一合当たりの単価がずっと安いわけでございまして、したがって、予算の積算といたしましては一応十六円三十銭という単価を用いた、かようなこととてございまして、

○藤原道子君 いなかのほうはそうだけれども、東京が粉乳なのはどういうわけですか。東京では牛乳が手に入らないとは思えない。ところが、東京都ではその業者との話し合いがつかないから粉乳にしたと言っている。これはどういうふうに解釈されますか。

○政府委員(湯美節夫君) 問題は、先生御指摘のように、この単価が安いということが一つの問題点でございまして、そのために市町村の超過負担というものが相当にかかれないわけでありまして、したがって、たとえ昭和四十年におきまして発足いたしましたミルクの配給の実際の市町村の数をみますと、三千四百ばかりある市町村のうち約一千百市町村というふうな、非常に少ない数でございまして、その後約二千というふうなふえてまいっております。したがって、今回、この六月から新しい単価を実施することによりまして、さらにこういったミルクを配給していただく市町村がふえるということをおぼしめして、なお十六円三十銭というふうな単価につきましても問題は問題がないことはいわけてございまして、い

ま先生のお話のような地域もあるわけでございまして、今後こういったミルクの飲用ということが母子の健康の大きな要素であるというふうな重要性にかんがみまして、さらに実情に沿うような単価の計上、予算の確保につとめてまいりたい、かように思っております。

○藤原道子君 私は、法律さえつくればいいのではないのでございまして、法律が即、実行されるように、その法律によって母体を守られるように、母体を保護するということが母子保健法のねらいだと思ふんです。これがほんとうに実り多き法律であるようにやってもらわなきゃ、保健法をつけたからそれでよいございまして、これじゃ困ります。これを強く私は遺憾の意を表明いたします。

さらに、世界各国の妊産婦の死亡を見て、妊娠中毒症というのが一番飛び抜けて日本が多いように思いますが、その原因はどこにあるんでしょう。

○政府委員(湯美節夫君) 妊娠中毒症による母体の危険というふうな問題は、各国とも学界的に十分な協力を得まして検討しているところだと思っております。したがって、わが国におきましても、妊娠中毒症につきましては、それが大きな母親の、特に妊産婦の死亡率に影響があるというふうなことで、これらのま医療的な追求もさることながら、実際問題といたしまして、妊娠中毒症に対する医療費の給付、あるいは入院の措置ということ等をさらに進めていかなくてはならない、かように考えております。世界の各国に比べましてわが国の妊産婦の死亡率が高いということは御指摘のとおりでございまして、これらはまあ妊娠中毒症自身をはじめ、その他妊娠中におきます母体の健康管理というふうな点もあわせて、一環の施策といたしまして進めていかなくちゃいけない、かように考えております。

○藤原道子君 先ほど母子指導員というのですけれども、これも大いに働いておられますとおっしゃったけれども、横山さん、いま母子指導員というの

は……。

○委員長(山本伊三郎君) ちよっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(山本伊三郎君) 速記をつけて。

○藤原道子君 妊産婦指導、あるいは赤ちゃんの指導等のために、この前に母子保健指導員というのですか、設置されたと思いますが、これは家族計画であるとか、あるいは妊娠中の人を指導するとかいうようなことで設置されたと思うのですが、それはいまだどうなっておりますか。

○政府委員(湯美節夫君) 妊産婦、乳幼児の対策に、第一線機関として働いていただいている保健所を中心といたしまして、保健所におきます医師、歯科医師、あるいは看護婦、保健婦、助産婦、こういったふうな各職種の方々が第一線機関として働いていただいておりますが、また、たとえば母子健康センター等におきましても、そのような方々がこの母子保健の第一線機関として働いていただいております。したがって、現在におきましては、こういった第一線機関の方々の力によりまして、この母子保健の各施策を遂行していくというたてまえで進めていきたいと思います。

○藤原道子君 時間もございせんので、またいづれお伺いしますが、大臣、お聞きのとおりなんでしょう。赤ちゃんが生まれたときから、私たちは人間として扱われる、こう思っておりますが、一週間以内の死亡が死産として扱われる、これが一つの問題。

それから、もう一つは、産婦さんが入院するときには産婦さん一人です。赤ちゃんが生まれても、それが一人の人間として扱われていない、したがって、看護要員は赤ちゃんつきというものはゼロなんです。ほかの部門の人たちの労力をここにきいて、それで赤ちゃんを看護している。そのために常時赤ちゃんのそばにいて介護している者はいないわけです。したがって、各地でいろんな悲劇が起こる、取りかえん子がわかったからいい

というわけはない。四年も育てた親御さんの気持ちを考えてたまらない気がします。そのほかにも取り違え事件があります。私の親戚で保育器に入っていて、赤ちゃんの寝巻きの糸が、女の子だのに、人さし指にからんで、そして壊疽を起こしてこの赤ちゃんは第二関節から指が落ちてしまった。こういうことも、火のつくように泣いたであらうのに、常時そこにいなかったためにそういう一生のかたわらになった、女の子です。あるいは厚木のほうにおきましては、保育箱の中で赤ちゃんが焼け死んでおる、あるいはお乳を飲むときに喉下がうまくいかなくて窒息して死んだ赤ちゃん、だれもないところで、行ってみたら赤ちゃんが死んでいた、こういう例が随所にあるのです。女はお産に命をかけている、そして生まれた赤ちゃんは、看護よろしきを得ればりっぱな人間として育つものです。生まれたまま死んでいくこの悲劇、私はこれは人道に許せない。あるいは妊産婦の死亡だって、日本の倍もあった国が日本の五分の一くらいに減っているのです。政治よろしきを得れば、こういう統計を明らかに厚生省では御承知なんです。それなのになぜそうした十分な介護ができないか、結局日本の低医療政策から起こってきたしわ寄せによって、幼い命が、あるいは妊産婦がその命を落としているということは、私もそれはそれこそ政治貧困という以外にないと思う。ことに妊産婦のいま申し上げました妊産中毒症による死亡、これが日本が一番多いのでござい

ます。ところが、重症心身障害児の問題もやがて本院にかかるわけでございますが、学者の説によりますと、脳性小児麻痺の原因のほとんど八〇％くらいは妊娠中にあり、妊娠中毒症に大いに原因している、と、こういわれている。ということになれば、命を守る政治と、こういうことを佐藤さんも大いに言っているしやるが、それならば、命を生むための妊産婦、また、この世に生をうけた者がすこやかに育つようにやっていたいただきますのが厚生大臣のお仕事だと思ふのです。いま局長が御答弁になりましたけれども、一日も早く医療法の

改正ですか、これによりまして赤ちゃんを人として扱っていただくことを強く要望いたしまして、私は、時間の関係で、これで質問をきょうは終わらしていただきます。ちょっと大臣の御所見を伺っておきたい。

○国務大臣(坊秀男君) 生後一週間以内に新生児がなくなつた場合に死産扱いをされる、これは私は全部が全部じゃないと思ひます。その扱われるものが少なからずあると、こういうことだと思ひますが……。

○藤原道子君 半分くらいある。

○国務大臣(坊秀男君) そのところはどうも私も判明いたしませんけれども、とにかく少なからずあるだろうということは私も思ひます。ただ、そういったように扱われる原因にはいろいろな、これは決つていい慣習でも何でもありませんけれども、昔からの慣習で、出生届けも死亡届けも両方出さなければならぬといふようなこともあって、そこで、死亡届けになりますと、どうしても出生届けを出さなければならぬ、そういうようなことでもって死産扱いにされるというようになつてあるかと思ひます。ただ、しかし、そういったような場合には、看護婦さんが非常に足りないために、それはそれといたしまして、一週間以内に新生児がなくなつていくといふことは、これは私は、そういった原因で新生児が大ぜいなくなつていくといふことは、これは国家にとりまして人類にとりまして、非常に憂うべき問題であると思ひます。さような意味におきまして、先ほどから担当局長も御答弁申し上げておりますけれども、この四人に一人といふのは一つの標準でございまして、それで、現実の問題といたしましては赤ちゃんを人間扱いにしないと、これを人間扱いにしないので物のように扱つと、そういうことでは私はないのでございましてけれども、標準といたしましては四人に対して看護婦さん一人といふことになつて、その四人の中に赤ちゃんが入っていないといふことも、これも私は否定できない標準の一つの基礎だと思ひます。これは今後私はだんだんとそ

ういったような標準の取り上げ方というものを是正してまいりまして、そして看護婦さんが十分充足されるように前向きに考えていかなければならぬ問題であると、かように考えております。

○藤原道子君 私は看護婦のことばかり言ひましたが、なかなかお医者さんにも足りないらしい。こういうこともひとつお考えいただきまして、安心して赤ちゃんが生めるような、そして、また、生まれた赤ちゃんが守られるような対策を至急に立てていただきたい。

○西村関一君 ただいま藤原委員から新生児の問題についての御質疑がございました。その具体的な事例といたしまして、最近発見せられました赤ちゃん取りかえ事件といわれております問題についてお伺いしたいと思ふのでございします。

実は、この事件は大阪の日赤病院において行なわれた事件でございまして、その当事者、この赤ちゃんの片方の父親のほうに私の経営いたしておりました保育所の出身でございました。いわば私の教え子でございします。それから、もう一方のほうの赤ちゃんの両親は、私の地元の秘書の友人でございします。そういうような関係から、いち早く私はこの事件の内容について知らされたのでございします。しかし、これは世間の問題にしないで、赤ちゃんの将来を考えて、赤ちゃん本位の立場に立つて関係者が処理すべき問題であるといふふう

に考えまして、かたく外部に漏れぬことを私は関係者に強く要望をいたしておたのでございします。ところが、前からの予定で、五月の下旬に私は海外に出張をいたしました、帰って参りましたところが、この問題が大きく報道関係に取り上げられて世間の関心をかち上げておられるというやうな状態になりました。私は国会等において取り上げるべき問題であるとは考えていなかったものでございしますけれども、一応この機会にこの問題に対する政府当局の御見解を明らかに承つておきたいと思ふのでございします。

なぜこのような事件が起こつたか、四年前に赤ちゃんが取りかえられておつたことが、あらゆる科学的な検査の結果、事実であるということが判明した。この病院や医師側の責任を追及するといふことだけでは、私は問題の解決にならないと思ふのでございします。幸い、両家の間において、この間違つておりました赤ちゃんを交換いたしました実の親の手に元へ帰つた。今後の教育上の問題については、児童専門家の意見を聞いて適切な措置が講ぜられておるといふことで、曲がりなりにも、この赤ちゃん本位に解決の道が緒についておるのでございします。しかし、こういうことがそう再々あつてはならないと思ふのでございします。そのようなことが起こつた原因は一体どこにあったかといふ点について、監督の責任のある厚生省当局においても十分検討しておられるところだと思ふのでございします。私の聞いておりますところでは、地元の病院側においては、関係両家はもちろん、地元の方々の意見を聞いてみま

す。と、誠意を十分認めることができない。非常に不誠意な態度であられるといふことでございまして、具体的な問題については一つ一つ伺つてまいりたいと思ひますけれども、この問題に対して、このことがわかりましたからいままでも両家の親たちの苦しみほどのやうなものであつたか、いままでも自分のほんとうの子供だと思つて育ててきた子供が他人の子であつた。しかも、愛情は切つても切れない状態にまでなつておられる。その子供を

実の親のところへ返す、両家の親たちにとつては、もう何も手につかないほどの精神的な苦しみを経験したのでありまして、はたの見る目も痛ましいほど、何といつて慰め、励ましていいかわからないといふやうな状態であつたのでございします。幸いに、ようやくおのれを取り戻したやうでありますけれども、こういうことが私の知つてゐる範囲におきましてはこれだけじゃない、他にもあつた。また今後もし起り得るだらうといふことにつきましては、ただいまの藤原委員の御質疑の中にも出ておつたのであります。この問題につきましての厚生省御当局の御見解を承りたいと思ひ

ます。

ます。大臣には最後にお伺いをいたしますが、局長さんからひとつお答えを願いたいと思います。

○政府委員(若松栄一君) 大津の日赤におきまして赤ちゃんの取り違え事件を起こしたということは、医療機関の本来の使命にかんがみまして、まことに残念なことであると思います。

(委員長退席、理事土屋義彦君着席)

また、医療機関、あるいは医療行政全般の監督責任者であります厚生省といたしまして、まことに申しわけないことと存じております。このような事故がどのような経緯をもつて起きたかということは、すでに四年も前のことで、当時の病院長、その他直接責任者もおられないような状況でございまして、詳細についてその経過を明らかにするということがどの程度得られますか、現在なお病院、あるいは県自体においても調査中でございますので、経緯につきましてはしばらくまだ時間をおかしたかなければならないかと思えます。いずれにいたしましても、これを取り違えたという事実だけは、これは明らかでございまして、この取り違えたという事実は病院の管理上のあやまちであるということも、これは間違いないことであると思えます。したがって、病院管理の全般的な責任に任ずる病院長というものにも、当然その道義的な責任があると存じております。しかし、この問題を行政処分、あるいは民事事件、刑事事件というようなものとしての程度に評価され、どの程度の処分がとられるかということについては、現在のところ、まだ私も決定的なことを申し上げる段階ではございません。ただ、取り違えたという事実それ自体は、病院管理の過失、過誤であるということだけが明らかに言えることと存じます。ただ、行政処分その他、あるいは刑事事件、民事事件の対象になるかは、なお今後の問題と存じます。なお、幸い、たゞいまお話もありましたように、当事者の両家の方々が非常に英邁なる態度をとられ、そうして御本人の御家族、あるいは本人自身の将来にも、まあ人事と

してとり得るきわめていい態度がとられているということが、私どものせめてもの慰めであると存じております。

○西村関一君 私、初めに申し上げましたように、責任の追及だけで問題が解決するとは思っておられないのでございます。

(理事土屋義彦君退席、委員長着席)

むしろそのことは二の次の問題で、こういうことが二度、三度起こらないように医療行政の面においてどのような心がまえをお持ちになるかということが私は大事だと思います。ただ心がまえだけじゃなくて、医療法規の解釈、あるいは医療法規の不備、そういう問題が先ほど来、藤原委員の御質疑の中にも指摘されておったのでございます。そういう点に対して、この問題を契機として、この災いを転じて医療行政の前進のために当局はどのように配慮するかということが私はもっと大事だと思っております。病院側の言っておられるところによりまして、患者は母親だけだ、妊産婦だけだ、新生児の異常児は別として、正常児は患者にはなっていない、ただ、体温をはかたり体重をはかたり沐浴をさせたりするのは、これは病院側のサービスだ、そういう考え方に立っておられるようでございます。したがって、病院側の医療法十五条の管理者の監督義務の責任もない、医師法十九条の担当医師の診療の義務の責任もない、こういう見解をとっておられますが、この点に對しまして厚生省はどうお考えになっておられますか。

○政府委員(若松栄一君) たゞいまのお話のように、この取りかえという事件についてどれだけの過誤、あるいは重大なる過失があったかというような点につきましては、なお今後の具体的な調査を待たなければならぬことと存じますが、現在のところ、御指摘のように、医療法上の責任として病院長の管理責任を追及すること、特に法律上の行政措置になりますと、管理者の更迭などという行政上の処分がございしますが、こういうものに該当するしないという問題にまでなる性質のもの

ではなからうかと存じます。また、当然医師法の医師の過失ということに帰着することはできませんので、これも医師法上の問題にはとうていなり得ない、むしろ、やはり通常の医療機関の管理体制、あるいは看護体制が十分であるということ、これが直接の原因になってくると思えます。そういう意味で、私もこれを契機にいたしまして、先ほど来お話がありましたように、新生児の入院施設、つまり新生児室というようなもの、十分なスペース、十分な設備等を備えさせるように指示して、新生児ベッド、その取り扱いというものの完ぺきを期すようにする一方、先ほど来もお話が出ましたように、新生児の看護に対する看護力の強化というものをはかって粗漏のないようにしていく、こういうことによりまして、将来このようなことが二度と起きないように、また、これを契機として、新生児看護の問題が一そう強化されるようにという行政上の指導を進めてまいりたいと存じております。

○西村関一君 局長はすぐに、法規に照らしてこれが行政処分の対象になるか、あるいは司法処分の対象になるかということの問題にせられますけれども、赤ちゃんが取りかえられた、取り違えられたという事実は、これは明らかでございまして、この事実は間違いないのであります。ですから、その間のいろいろな調査の過程も必要でございまいしょうけれども、しかし、事実について、いまの局長の御答弁では、その対象にならない、ただ運営並びに監督のミスであって、今後その点については十分に注意をしていかなきゃならぬということをお述べになったのでございすけれども、私も、私どもの地方の七月五日付の滋賀日日新聞に「厚生省医療局の中村総務課長は」というような病院当局、県医師予防課の考え方は矛盾している」と決めつけ、また「当時の病院長には医療法十五条違反の疑いがある」ということを言っておられるのでございす。この新聞記事が間違いないでなければ、あなたの部下であられるところの中村総務課長はそういうことを言っておられる。

この点につきまして局長は、全然病院側の見解と同じだということをお述べになったようでございますが、その点ちょっと確かめさせていただきます。

○政府委員(若松栄一君) 医療法上の責任ありやなしやというように実は議論になっておるようでございますけれども、医療法上責任を追及するということは、病院の管理者である病院長の責任ということになりまして、これはいわゆる病院管理全般の責任でございます。したがって、これが損害として民事事件の対象になるかどうか、あるいは重大なる医療の過誤として刑事責任をとられるかどうかという性質を論ずるものでございまして、そういう意味では道義的に当然うまいかなったという意味では責任ありと言わざるを得ないわけでありまして、しかし、法律上の責任をとる方法といたしまして、知事が、この管理者は病院の管理の責任者として適切でないという判断を下し、まさに欠格の人であるという判断を下して、行政処分として管理者の更迭命令を出すという、そういうような法律、規則の規定の発動を促すようなそれはどの程度の程度をどの程度考えるかということによって、その強調のしかた、責任ありということのニュアンスがかなり違ってくるわけでありまして、そういう意味で、とかく新聞記者等と会見をいたします場合でも、受け取りようによってかなりニュアンスが違ってくると思えます。総務課長がどのような趣旨で申し上げたかということとは、ちょうどここに総務課長が来ておりますので、中村総務課長が当時申し上げました趣旨をここで述べさせていただきます。

○説明員(中村一成君) たゞいま先生の御質問のありました趣旨はこういうふうに理解いたします。つまり病院における新生児に対する管理というものは、これはサービスであるのか、それとも病

院の本来の仕事であるかという御質問であらうと思ひます。これは医療法上、あるいは医師法、保健看護法の規定によりましては、その行為はあくまでも病院本来の業務であり、医師法、あるいは保健婦、助産婦、看護婦のこの業務の中に入る、こういうことに法律上は相なるわけであります。たとえば医療法では、分べん室、あるいは新生児の入浴施設を設けなければならないという規定がございます。これは、たとえば一つの例として、そういうような新生児に関する管理というようになるとは病院の仕事であるということを示す一例でございますけれども、そのように解釈いたします。また、そういうような新生児につきましては、したがって、当然医療機関としての医療上の適正な管理をなさなくちゃならぬし、それに対するところの法律上のもちろん責任は生ずる、こういうわけであります。

○西村関一君 いまの中村総務課長の御答弁でも明瞭に理解をいたしました。赤ちゃんに対する措置はサービスじゃなくて、これは本来の病院の医療業務の責任の一部だと、大体そういう御趣旨のように承ったんですが、私は、先ほど来申し上げておりますように、決して病院当局や当時の担当医師の責任を追及するということを目的として質問をしているんじゃないのでございまして。むしろそういうことは二の次として考えていっていいんじゃないか。むしろその赤ちゃんの人権の問題を中心にして、今後こういうことが起こらないようにということを願うあまり私は質問をいたしておるのであります。でありますから、現実には母親の妊産婦のカルテには新生児の体重等も記入されておりますし、診察もされておるといふようなことから考えましても、当然これは医療業務の対象になるということが考えられるわけでございまして、いまの中村課長の御答弁でもそのことがはっきりしたと思うのですが、それにつきましても、先ほどの藤原委員の御質問の中にございました、標準看護の四人に対する一人という、この看護婦の基準数と申しますか、このことにつきましても、

実際はなかなかそうならない。事実そういうふうにつとめておいて、検査をしておいて、そのほかのところのしわ寄せがいておるんだが、できるだけのようにならざるを得ないというところでございまして、大津日赤の場合は赤ちゃんを一人の患者に数えないで、八人に一人という数字が出ております。そういうことも看護婦が足りなかったということの一つのこういう事件が起こった原因ではないかと思つておるわけですが、先ほど局長から藤原委員の質問に対するお答えがあつて、私も拝聴いたしておりました、当局の意のあるところはよく理解したわけでございまして、けれども、この点ももう一度認識を改めていただきたい、こう思うわけでございまして。もう一度その点についてお答えを願ひたい。

○政府委員(若松栄二君) 御指摘のように、このような事件が起こりましたということにつきましても、やはり病院における新生児のための設備等が不十分である、あるいは看護職員が足りないということが、結局かような不測の事故につながることを思いますので、将来この点はぜひ改善してまいりたい。なお、私も入手いたしました資料につきましても見ますと、大津日赤におきまして事故の起きました当時、産婦が二十九人、新生児が十二人入っておりまして、これに対して看護婦、助産婦が十六人配置されていたとございまして、この数は、大体先ほど私も国立病院の現状について申しました数字とほぼ匹敵する数字でございまして、そういう意味におきまして、当時におきましても著しい看護婦の不足があつたということにはならない、まあ大体標準的な配置であつた。しかし、これが決して十分なものではないということも先ほど来のお話のとおりでございますので、先ほどの藤原先生のお話にも関連いたしました、一そうこの新生児看護の方面の強化をはかりたい、そのための必要な医療法上の手続の改正も行ないたいということ、今後努力してまいりたいと存じます。

○西村関一君 本日は参考人として日赤本社

生部長の北村さんがおいでになっておりますので、参考人として御意見を承りたいと思ひます。ただいま厚生当局に質問いたしておりますこの問題につきまして、日赤本社としてはどのようなお答えになっておるところでございまいしょうか。

○委員長(山本伊三郎君) 北村さん、どうもお忙しいところを済ませませんでした。

○参考人(北村勇君) お答え申し上げます。

この病院の今回の事件につきましては、いかなる理由がありましようとも、いかなる理由で起こつたにしても、重大なるミスでございまして、その点は深く陳謝の意を表したいと思ひます。私どもといたしましては、これを實際に報告を受けまして、当初は子供を早く取りかえろということ、両家の方もそうでございまして、子供を早く取りかえろということに専念いたしましたのでございまして。ところが、なかなかそれはうまくいかない。いろいろの問題があるのでございまして、ことに、また、第三者の介入すべきことでもないような点もございまして、なかなかうまくいかないというところで、両家の考えも、当初の考えが交わつてまいりまして、六月になりましたからそれに対する慰謝料と申しますか、お見舞い金と考えてもらいたいということが口頭で出てまいりました。私どもも、子供の交換については両家のほうにおまかせしたほうがいいということで、両家のほうもそれを希望されたので、子供の交換のことを抜きにいたしまして、これに対する道義的責任と申しますか、そういう意味のことを考えようというところで当初話し合つておつたのでございまして、当事者同士お話し申し上げますと、やはりどうしても感情が入つたりして、どうしてもうまくいきませんので、公正なる立場にあり、世間的にも有識な方を第三者として立てお話し申し上げたほうが円満にいくんではなからうかという考えのもとに、両家のほうに第三者をお選びください、仲介人をお立てくださいませんかということを一カ月ほど前に申し述べたのでございまして、その後、両家のほうでいろいろの意見の調整や

ら、それから適正な方を選びになるのに時間がかかりまして、なかなか決定せずにおつたのでございまして、最近に至りまして、両家から、こういう方々が適当であるからという御返事をいただきましたので、私どものほうにいたしましたけれども、その方が私どものほうに喜んでお願ひしたい方でもございまして、その方をお願ひしたいということを正式にお話し申し上げまして、これからその方を仲介といたしましていろいろの問題をお話し願ひということになっております。現在の時点では、すでにその点までまいっております。

○西村関一君 いま日赤本社を代表して北村部長さんの誠意のある御答弁、御見解を承りまして、私も満足をする次第であります。いま両家の代理人という形で人を立てて、その方と日赤本社とが交渉するという段階、お名前は申しませんが、したが、私の知っている範囲では、丹羽兵助代議士が両家の仲介の代理人におなりになるということ、私も丹羽さんとは親しい関係で、党は違ひますが、非常に親しい友人でございまして、丹羽代議士が中に入つてこの交換の折衝に当たられるというところについては、私も信頼をしておまかせできると思ひます。補償の額につきましては十日ごろ内示をされるというように聞いておりますが、もう内示をせられたのですか、いかがですか。

○参考人(北村勇君) お答え申し上げます。

実は、先週の日曜日でございまして、病院と日赤支部が滋賀県でございまして、その事務局長と二人参りまして丹羽さんにお願ひしようというところで、金曜日までと思ひますが、丹羽さんにその両人が会ひまして、正式に仲介の労をお願ひすることになったわけでございまして。その後、まだ具体的問題までは入りませんが、というのは、丹羽さんがただいまの問題でたいへんお忙しい関係にございまして、それから、また、正式に赤十字のほうでも、これでけっこうだという返事をいただいたということで、両家のほうへも提示をしておりますが、ここまで申し述べたかどう

かわかりませんが、片一方の方は九月に外遊をされるという御予定に承っておりますので、ぜひおそくとも九月、早ければ早いほどけっこうでございませうので、解決をしたいということで、目下、丹羽さんの手のあく状態をお待ちしておる状態でございます。

○西村閣一君　そういたしますと、まだ補償の額については何ら具体的な線が出てないということでございますか。

○参考人(北村勇君)　私のほうは、私のほうの立場といたしまして、内々はいろい事務的には検討してございます。しかし、まだ丹羽さんを通して向こうへ提示する時点にはなっておりませんということでございます。

○西村閣一君　これは金の問題で解決する事案ではないと私は考えておりますが、しかし、これだけ世間を騒がした以上は、具体的な補償ということになると、やはり金額の問題が当然出てくると思ひますし、以前に静岡県で起こった同種の事件につきましても、当時の金額としての補償が出ております。それらの点も十分勘案せられることだと思ひますけれども、大体いつごろ丹羽代議士に御内示になることができるのでありましようか。

○参考人(北村勇君)　病院の事務長と丹羽さんがお会いして帰ってきてからのお話でございますから、直接私が丹羽さんに会っておりますので、何か十五、六日ごろということをお承りして帰ってきたようでございます。

○西村閣一君　私の北村参考人に対するお尋ねは、以上でけっこうでございます。

○委員長(山本伊三郎君)　北村さん、どうも本日はありがとうございました。

○西村閣一君　最後に、坊厚生大臣に御見解を承りたい。

大臣、ただいまお聞き及びのとおりでございます。この問題は、ただ単なる一市民の家庭の小さな問題だというふうにしてしまうことができない社会的な影響のある問題であらうと思うのであ

ります。問題の所在には、厚生行政、医療行政の根本に触れる問題があることは、ただいまの質疑応答によつて大臣も御理解いただいたと思ひます。この問題に對しまして、子供の人權を守り、子供の将来に暗影を投げかけることのない、家庭を破壊することのない、そういう見地から、母子のしあわせを守る厚生行政という立場から、私は最後には大臣の御見解を承つて、私の質疑を終わりたいと思ひ次第であります。

○國務大臣(坊秀男君)　分曉施設におきまして、肝心かなめの生まれてまいりました子供を取り違える、これはほんとうに私はどう考えてみましても許されたい問題だと思ひます。先ほど来、医務局長その他申し述べましたが、こういうようなことに相なつた原因といたしましては、病院の管理に、まさか故意あるわけではありませぬけれども、非常に重大な過失がある、その過失に基づきまして、これに對する処断ということ、これは当然のことでございますけれども、問題はそれだけではもちろんございませぬ。ただ、しかし、どういふふうなこれを処理するかということについては、かかるケースが再び起こることに對する、何と申しますか、一つの大きな警告を發する、そういうふうな意味におきましては、私は、これも非常にきびしい、しかも、正しい処断をするということに意義があると思ひます。

それから、さらに、また、こういったような事態が起こつてくるということは、先ほど局長の答弁によれば、その当時は大体看護婦さんが国立病院並みに充足しておつたということでございますけれども、しかしながら、こういうことの起こつてくる原因といたしましては、病院のその従業員と申しますか、医師はじめ、看護婦さんその他の従事員というものが十分ではないということだとか、それから、また、設備、施設といったようなものにも十分なものがないことが、それがすべての原因でないにいたしても、一つの大きな要因になつておるであらうということも、これは否定できませんと思ひます。こういったような今度の

事件は、私は、それぞれの両親の方々や、両親をめぐる友人、関係者の方々が、非常に高い良識と、それから、何と申しますか、非常に周到なる取り扱いを用ひまして、こういったようなとにかく解決の過程を経ているということは非常にしあわせであつたと思ひますけれども、もし万が一かかる事態がそのほかたくさんあつて――まさかそんなにあらうとは思ひませんが――万が一ばかりにもありまして、そうしてこれが取り違えたということがわからぬというふうな事態がかりにあらたとするならば、これは永遠にわけのわからない悲劇が行なわれる、だれもかれもが自覚しない、意識しない悲劇が社会に存在するというようなことになるということから考えてみましても、私は、かかる事態は、これはもう絶対にあつてはならない、そのために、原省といたしましては、先ほど来申し上げましたような、人的の、また、物的の施設、設備といったようなものにつきましても十分努力をしてまいりまして、そういった面からこういう支障のないようにしていくということと、それから、平素の病院の指導監督といったようなことにつきましても、これは周到なる指導監督をしてまいりまして、かかる事態が絶対再び起こらないというふうには私は努力をしてまいらうと思ひます。

○藤原道子君　たいへん時間もおすごでございますので、ごく簡単に伺ひたいと思ひます。私は、ハンセン氏病患者から、いまの予算編成期を前にいたしまして、血の出るような訴えがございまして、この点に對しまして若干御質問をし、ひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。かねてからしばしばお願いをいたしておりますところの拠出制障害年金の大幅な適用及び福祉年金、障害、老齢等の給付額の引き上げ、これに對しては、ぜひこの願いを聞いてやってほしい、また、聞くべきだと考えておりますが、いかがでございますか。

それから、年金法の改正で認定基準の緩和をし

てもらいたい、被保険者の問題、初診時の問題、老人給与の問題、と同時に、外国人問題等、すでに医務局長は十分御承知のことだと思ひますが、これらについて何かお考えをいただいておりますのでございませうか、誠意ある御答弁をお願いいたします。

○政府委員(網野智君)　昭和三十六年に拠出制の国民年金が発足いたしましたので、保険料をかけていただくまで、そういう方々につきましては、一定の資格要件が満たされた場合には障害年金とか、あるいは母子年金、こういうものを差し上げるような仕組みになっております。ただし、老齢年金につきましては資格期間が非常に長い、こういうこともございまして、その間何ら給付が行なわれないということも適當でないということで、金額国庫負担の福祉年金の制度がつくられておるわけでありまして、福祉年金の中には、経過的な意味を持つ福祉年金と、保険料のかけ期間が拠出制の年金をもらうには十分でない、こういう方につきましても、補完的な意味において福祉年金を差し上げる、こういうことで、福祉年金に経過的福祉年金と補完的福祉年金というものがあつてあります。そういうたてまえをとつておるわけでありまして、昨年法律改正がありまして、実は、従来は障害年金の受給資格の認定日につきましては、初診時より一年前、あるいは三年前、あるいは十五年前、その間保険料がどれだけ納められていたか、こういうことにかんづつて拠出制の障害年金がもらえる、こういう規定になっておつたわけでございまして、昨年の改正によつて、いわゆるその認定の時期を初診時から認定日ということに改めまして、廃疾認定日以前の一年なり三年なり十五年の間に保険料をどれだけ納めていたかということによつて年金を支給するという大きな改正が行なわれたわけであります。この関係で、実は、らい療養所に入つておられる方々の中で、従来、経過的福祉年金をもらつておられる方も入られることによつて補完的福祉年金を最近おも

らしいにっている方もあるわけであり。主として補完的福祉年金を受けておられる方の場合に昨年の法律改正によって拠出制のいわゆる障害年金をもらえる、こういうケースが実は出ているわけであり。したがって先生おっしゃる通りに、同じように入っているが、片一方はずっと経過的福祉年金で、金額が今度改正されまして二千五百円になるのではありませんが、二千五百円、それから、一部の者が昨年の法律改正によって拠出制の障害年金をもらえるようになって、月六千円をもらえるようになった。非常にアンバランスであるから同じような額にしてくれというような要望は私も聞いておりますが、先ほどから申し上げましたように、制度のたてまえが、保険料を納めたという人に対しては拠出制の障害年金を差し上げる、そうでない方につきましては、経過的な、あるいは補完的な、金額国庫負担の無拠出の福祉年金を差し上げます、こういうように制度がなっておりますので、これを全く同じようにすることにするということは、他の制度にも非常にまた響く関係もございまして、たてまえ上非常にむずかしい、こういう考えを持っております。

○藤原道子君 これは手続をするときに施設側が十分納得のいくような話になかったというように、ことも一つ原因しているらしい。非常にらい療養所は特殊な所でございます、いま患者さんが騒いでおりますのは、何でもかんでも伝染する、何でもほうり込んでおけばいいという、安易な方法で戦前無差別にほうり込んだわけですね。感染性があるとかないとかにかかわらず、らいということでも強制隔離がされてきたわけですから、ところが、今日では、らいは全快する、退所患者も毎年出ているような状態になったということになる、自由を拘束されてきたと、これは社会的にも、肉親との間にしても、非常な苦痛を得てきた、これに対しての補償なんということも起こっているわけですね。私は、この内部疾患も今度認めるわけですね。ということになれば、この間私は施設の園長さんたちともいろいろ会ったので

ございますけれども、これはこの際、法律のたてまえ法律のたてまえと言わないで、特殊な存在であるから、らい性麻痺を全部それに含めるというようなことに踏み切っていたら、園の中も非常に円満に平穏におさまっていくし、管理する者としても非常に頭の痛いところだから、何とかこの際そういうふうなことにしてもええたら助かるのです。全部に施行いたしましたとしても、いま一万余りという、一万二千までいいですね、一万一千弱ぐらいじゃないかと思うんですが、というふうなことになるれば、この際、特殊な存在として、ぜひ私は考えてやってもらいたいと思っておりますが、どうでしょうね。

○政府委員(網野智君) 私どももいたしましては、らい療養所に入っておられますらい患者の方々の陳情をいろいろ受けております。中には、陳情の趣旨に沿ひまして、いろいろ運用の面で考へてまいっている点も実は多々あるわけでございます。その一つの問題といたしまして、先生御指摘になりましたような、たとえば国民年金の制度の発足前に、実は、らい関係の障害がありまして、その後、国民年金制度加入後に別な新たな障害が起った場合、こういう場合に、その障害が厚生大臣が定める基準以上の重い障害、であれば、その二つの障害を併合いたしまして一級の福祉年金が支給できる程度以上であるかどうか、こういう点を併合認定いたしまして、その程度が非常に重いということになれば、併合認定することによりまして福祉年金を差し上げる、こういうようなこともやっておりますので、全部が全部今回の昨年の改正の拠出年金をもらえる、それと同じ程度の額に引き上げるといふことは、制度のたてまえ上、非常にむずかしい問題でございますが、こういう個々のケースにつきましては、できるだけけらいの療養所におる患者さん方の要望に沿うように、いろいろこの方面では努力をしておるわけでありまして。

○藤原道子君 その点は十分ひとつ考へていたのだかと思う。それから、外国人の処遇の問題は

どうですか。

○政府委員(網野智君) 年金の問題ですか。

○藤原道子君 そうです。

○政府委員(網野智君) 国民年金法は日本人にのみ適用する、こういう法律のたてまえになっておりますので、たとえば朝鮮の方等につきましてはもちろん適用もいたしておりますし、保険料もいただいております、こういうふうなところになっております。

○藤原道子君 それは日本人にだけ適用するという法のたてまえは私も知っております。けれども、朝鮮の人といつても、日本へ強制的に連れてきたりなんかして、日本人だったんですからね、昔は、日本へ強制労働なんかで連れてきたような人も、やはりたまたま、らいでいま入院しているんです。同じ施設の中で朝晩一緒に暮らしているんです。そのために所内で絶えずごたごたがあるわけなんです。こういう場合で園長さんなんかもとても苦労していらっしゃる。ですから、年金として支給がむずかしければ、それに相應するようないか。いまは確かに政治的にとられるんじゃないか。いまは確かに外国人です。けれども、この人たちが収容されたときにはやはり日本人だったんです。日本のために働いていたんです。しかも、強制労働等で拉致してきた人もいます。こういう人たちが現在療養所に多いので、外国人だから一文もやらない、こういうことでは私は納得いかないだらうと思う。絶えずもめてくるのはあたりまえで、園長さんたちも頭の痛い問題だ。これは何とかならないものでしょうかね。

○国務大臣(坊秀男君) 外国人に対しては、ただいま事務局からお答え申し上げましたとおり、いまの制度といたしましてはこれを適用いたしております。そこで、これをどうするかということでございますが、いろいろこれは関係するところも多からうと思ひます。それだけの関係からして解決できる問題でもなく、いろいろの関係からして、検討を要する。もしこれをやるのであれば、検討を要する事項が非常に多からうと思ひます。

います。さような理由におきまして、目下のところは、これを外国人に及ぼすということを一時的にここで申し上げるということは、私といたしましてはちゅうちょせざるを得ないのでございまして。

○藤原道子君 だから言っているでしょう。何らか解決の方法があると思う。国民年金法は適用にならないかもしれないけれども、考へてやってくれというのは、私は、日本にいてさんざんこき使われたのですよ。

○政府委員(若松一君) らい療養所における実態というものは長年の歴史の集積でございますので、確かにいろいろ過去における責任のあと始末というふうな点もあるかと思ひます。また、現実の問題といたしまして、韓国人と日本人の間にいろいろな待遇上の差があるということも、療養所の管理運営上いろいろな問題を起していることも、確かでございます。現実には、老齢、あるいは障害の年金の受給者としてない者との間に相当の差がある。これを埋めろという点の一つと、それから、韓国人は年金をもらえないためにあまりに格差が大きくなるという点がございまして、それらの点も実は考慮いたしまして、患者慰安金等におきまして、外国人については、若干でございますが、外国人向けに手当てをいたしているわけでございます。現に四十二年度におきましては千五百四十別に計上してございまして、これは昨年七百五十円でありましたのを四百円だけ本年度は増加しております。まあそのほかにも、御承知のように、患者によって作業賞与金というふうなものもございまして、比較的からだの不自由さの少ない患者につきましては、ある程度やはり自発的に作業等をしていただいて、そうして何かしらの作業賞与金をとっていただくというふうな方法で、現在できるだけ差を縮めようとする努力をいたしておるわけでありまして。

○藤原道子君 時間がないので大急ぎでございますが、生活保護を適用しているのですから、朝鮮人も、そういう点もお考へになつてひととせひ善

それから、日用品品質の問題でございますが、これを大幅に上げてもらいたいという陳情がきています。これは厚生省へもいつていると思う。これをずっと年次的なものを見ると、患者さんたちが議會へ押し寄せて、法改正のときに大騒ぎいたしましたね、あのあくる年は、結核患者の入院している人とその日用品費の額においては同じになった。ところが、また差がずっとついてまいりました。

現在では患者慰安金というのは九百六十円。ところが、朝日訴訟もあったりした結果、いま結核患者の日用品費は二千七百円になっておる。当時六百元だったのが、いま二千七百円になっておる。そうすると、患者慰安金は九百六十円、これらについても、私は、せひこの際大幅に考えてやってもらいたいということを強く要望したいと思います。いかがでございましょう。きょうは時間がございせんので……。

○政府委員(若松栄一君) 患者の慰安金、あるいは生活物品費、被服費というようなものが現実には支給されるわけでございますが、生活保護のいわゆる日用品費というものと比較されるわけでございますが、生活保護では、御指摘のように、現在二千七百円になっております。私どもの、らい療養所におきましては、患者慰安金、それから生活物品費、被服費というものを合わせて千四百九十三円でございます。約千二百円の差があることは事実でございます。しかし、先ほど来話が出

ておりますように、現在、らい療養所における患者は約九千五百名でございますが、そのうち六千名近いものが年金あるいは恩給、その他公的な年金をもらっております。そういう意味で、約六割が年金をもらっており、という事実をさらにこの慰安費等に加えますと、患者慰安金だけで生活保護の生活物品費とはだかで比較するのはいかがかかというふうに考えられるわけであります。

なお、障害あるいは老齢の年金をもらっている三千数百名というのは、大部分が軽症患者でございます。したがって、これらの者については、

先ほど来申しますような、ある程度院内でいろいろな作業をするというようなことによりまして、ある程度の差を埋めていくということも考えるべきだろうと思ひまして、一がいに生活物品費と慰安費だけと比較するということは必ずしも当を得てないのでございますが、しかし、物価上昇等の率を考えますと、若干上がり方がおそうございますので、これらの点につきましても、私どもも今後努力してまいりたいと思ひます。

○藤原道子君 もうこれでやめます。近くまた患者さんたちが大挙して陳情にくるという。私もあまりごたごたするのはいやでございます。と同時に、くれば何とかなる、こういうふうな出し惜しみますような政府の態度がいやなんです。結局自由以外で生活できる私たちと、一つ所に押し込まれて自由が束縛されている人々とは、また考えが別ですよ。それでもって作業賃金等のことがあえ出まされけれども、これはまたいづれ討論いたしますけれども、いまでは看護要員を全部切りかえていって、もとはあそこの中に同じ込められているのだから、働ける者は働いていた。ところが、いまでは回復すれば退院できるのですよ。そうすると、やはり治療に重点を置きたい、こういう人がふえてきている、療養所ですから。ところが、その病院には医者も足りない、看護要員が足りない、やむを得ずそれらの人が安い賃金で労働している、そういうこともありますので、ひとつ善処をしていただきたい。

きょうはこの程度にいたしておきます。

○藤田藤太郎君 国民年金の障害年金、それから母子年金の関係になるわけですが、いろいろ藤原さんの質問に対して、国民年金法というものをどうもよく読んでおられないような感じがしたら、少し一言わんならぬようになる。

国民年金法の第七条では「二十歳以上六十歳未満の日本国民は、国民年金の被保険者とする。」という強制保険なんです。それから第八条では、二十歳に達した者については、日本国内に住所を有するに至った者は、被保険者の資格を取得する

ということになる。片一方は強制保険でありながら、片一方は条件をそろえなければ云々ということがあつて、これは立法のときにわれわれも意見があつたところなんです。そこで、いまのハンセン氏病の皆さんが届けをすれば、ボーダーライン以下の人は掛け金を免除する、そうして保険の資格を取得する、こういうことにこの法の精神はなっているんだとぼくは思ふんです。ですから藤原先生のような議論がいま出てくる。というのは、

厚生省の皆さんが怠慢というか、少しやほり責任があるとはくは思うんです。これが第一点です。それから、もう一つは、二十歳から六十歳までということですが、もう一つは七十五歳の任意加入被保険者、私はこの問題でこの委員会をやつて、どうするんだということを言ったことがある。明治四十四年の四月一日以前に生まれた方は任意加入ということになって、これは五十五歳までの方ですか、それから振り返つて、そうしてその人はほとんどかけていないという状態がほつたらかかされているんですね。いま百五十万人ぐらいこの人たちがおるんです。何とかこの方々に、一時保険料を少し高くしてでも国民年金に加入させなければいかぬのじゃないか。もう一ぺん日限を切つてという主張を私がいたしましたら、そういういまだにやつていない。任意加入だから、届け出をおけばよかったんじゃないかということですけれども、そこで問題になるのは、福祉年金の千五百円を百円上げる、国民年金の身体障害者と母子家族は五千円もらうんです。これは三年先には私は一万円にしなければならぬという、所得保障ですかね。この所得保障というものを生かしていかなければならぬというこの国民年金の目的があると思ふんです。厚生年金もしかりであります。そちらの処置を何もしてない。

それから、いまのハンセン氏病のように、病院に入院して、または所得がなくてボーダーライン以下の人も届けておかなければいかぬというこ

と、一時は国民年金について非常に反対がおりました。反対がありましたけれども、私たちはやはりかけていこうといつて、私らに属する団体に盛り込んでいこうといつて、ようやく国民年金に入るようになった。ところが、抜けている人がそんなにある。いまだに抜けている人がある。しかし、百五十万ぐらいの当時五十歳から五十五歳の人は、何にも知らない間に、政府自身の、政府の閣僚の諸君自身が、国民年金は、もう三年先の切り

かえのときには一万円にするんだということを言っておられる。私は当然なことだと思っておりません。五千円を一万円にする。調整期間の二十五年を不公平でなしに二十年にするという過去のことが発言されて、それは私は政治をやる者として当然のことだ。そういうことになったときに、いま五十五、六歳から六十一、二歳までのさしあたり百五十万ぐらいな人は何にも自分がよくわからぬで、法律に書いてあるから法律に従えばいいんだといったところで、そういう人の処置をどうするか、福祉年金と国民年金等をいずれ近い間に私と一緒にしなきゃならぬ、一緒にしなければ、片一方は一万円になるが、片一方では千五百円で生きていきなさいとは私は言えないと思うんですよ、国家の施策として。だから、やはりその調整というものは当然とていかなければならぬことであつたのじゃないか、また、いまでもとるべきではないかと私は思っている。そたよりか前の問題を藤原先生は問題にされている。あのときに国民年金は七条で強制保険ですよ、強制をしている。法律で強制をして、八条で条件をそろえなさいと、こういっている。それぐらいきびしく皆年金の法律をつくっておきながら、あとの世話ができていない。その当時ボーダーラインとか、または病気でどうにもならぬ人には免除をするということになつてゐる。そういう人の問題がいまだにここで問題になるというのは、ぼくはおかしいと思うんですよ。それで、私はちょうど二年前か三年前にここでやかましく言つて、それは期限三カ月とか五カ月切つて、この届け出漏れの人を入れるべき

じゃないかということがありました。もう一つは、厚生年金や共済年金の家族の問題をどうするか、家族の問題は、いまの状態では半額もらえばいいかもしねけれども、本来からいえば皆年金だから、何かこの点にも処置をしなければならぬのじゃないかという話も、それは結論はそのとき出しますでした。で、御主人がもしもなくなれば半額の給付を受けるのですから、そう深刻な結論を出さなかつたけれども、そうじゃない一般の国民年金のときにはそういうぐあいにはしようじゃないかということも、私はもう出てくるかも出てくるかと思つても、少しも出てこない。その根元の、まだ病気で、ボーダーラインで、特にハンセン氏病みたいな形の方々の中にそういう届け出がしてあつたとかしてなかつたということで、返事が、いや、法律が別だからどうのこうのというように、ことでは済まされない問題じゃないかと、私は聞いていてそういう気がしたんですけれども、昭和三十六年にできた国民皆保険の国民年金の精神というものは那邊にあるのか、将来全部の国民が所得保障によって生きていくという大精神のもとにできたのがこの法律だと思ふんです。私たちは私たちに草案をつくつて、私たちの考え方と対決を社会労働委員会です、多数でこれになつたわけですが、そのときから政府のおっしゃつた精神というのは、皆年金だと、年が寄つたり働けなくなつたり、御主人がなくなつて母子家族になつたときには生活を保障していくんだと、いわゆる所得保障をしていく。何もそのとき二万円、二万円の議論は出ません。しかし、所得保障というものはやめていくんだということになつておつたというふうな思ふのですが、そこあたりがどうも前に進んでいないような気がするんです。そこはどうかですか、局長もおられますから、少し御意見を聞かしていただきたいと思います、この際。

○政府委員(伊部英男君) ただいま藤田先生の御指摘の問題点は、高齢任意加入について再加入を認めてはどうかという問題と、もう一つは、おそ

らく被扶養者の妻の問題、その取り扱いかと思うのでございます。ただいま御指摘のとおり、昭和三十六年四月一日拠出制年金が発足をいたしました際、五十歳から五十五歳の方につきましては任意適用、それ以上の方は適用を除外したのでございします。そこで、その間におきまして、任意適用の方々につきましても相当数加入が見られたのでございします。御指摘のとおり、なお相当の未加入の方が残つておるといふことも事実でございします。そこで、特に昨年の法律改正、国会におきまして御審議をいただきました国民年金法によりまして、非常に給付の内容が改善をされました、これを契機といたしまして高齢者の任意加入の希望が各事務所等にも出てまいつておるのでございします。そこで、実は昨年の改正の際、その問題もあわせて検討いたしましたのでございしますけれども、いろいろなお数字的に材料が不足で、はたして要望があるかどうかといったようなことも財政当局との間に議論しまして、結局改正案としては見送つたのでございしますけれども、昨年の国会の御審議におきまして、この点、藤田先生はじめ、いろいろ御指摘を受けましたことはよく承知いたしておる点でございします。で、この点、将来の国民皆年金、所得保障という点を考えますと、こういう非常に大きいグループが年金がつかないということは非常に問題でございします。今後の非常に大きな問題である。そして、このことは、実は年金制度全体の問題として受けとめていきたい。と申しますのは、この厚生年金が始まって今年で二十五周年になるわけでございますけれども、この間に、たとえば戦争があつて、厚生年金の資格期間をつけることがきつめてむづかしかつたといったような条件もあります。あるいは戦後の経済的な混乱で、たとえば帰農された、あるいは職を得ることができなかったといったような状況もございします。あるいは脱退手当金等によりまして資格期間が消えてしまつておるといった方々もおられるのでございまして、単に国民年金の問題であるのみならず、年金制度全体の問題として、もう一ぺん

総合的に年金制度のそういった成熟度を高める問題として、次の改正案、つまり来年の通常国会に提出を予定しております、厚生年金の再計算期に伴う改正案及びこれに関連する国民年金の改正案におきまして、この問題について真剣に取り組んでまいりたいと、かように考えておる次第でございします。

それから、妻の問題につきまして、国民年金におきまして任意加入の取り扱いになっておるのでございします。この点につきましては、むしろ強制加入にすべきではないかといったような御議論も衆議院等においてはいただいておりますのでございまして、当面、妻の任意適用を一そう保険庁が中心になりまして強力に進めてまいりますとともに、妻の年金権を確立するという問題につきましても、やはり基本的な問題として、ぜひ次の両法案の改正案におきまして明確な線を打ち出してまいりたいという覚悟で、ただいま検討努力をしておるという状況でございします。

○藤田藤太郎君 それは去年の改正のときにもぼくは言いました。しかし、片方で五千円になつたんでしよう、これは三年先になつたら一万円になるんでしよう。そのときに、それではいまのお年寄りの人やそういう人をどうするんです。少なくとも、その当時五十歳から五十五歳までの人は期間を切つて再募集をして、積み立て方式なんではうがね。福祉年金のようにつかみ金で、百円上がつたから案になつたというように生活できるわけじゃないです。だから、私はその前の年も言いましたし、できるだけその人たちから積み立ててもらつて、事あるときには年金と同じように――多少保険料は高くなります、厚生省の方はおっしゃられる。いまはそうじゃありませんね、いまはもう六十歳をこえておいでになる。そこら辺の人まで年金に含めてやつて、それ以上の人と年金の給付というものを、ここ五年先か八年先かにどうしても統一しなければならぬ時期がくると思う。福祉年金千五百円ないし二千円で、片一方の年金を、形式的に今度二百円になりました

けれども、二百円と二百五十円とかけおる人ただけが一万円もあつて、それ以上の人は千五百円から二千円で、あなた法律の關係だからというてそんなものを置いておきますが、そんな行政は、何ば厚生省の諸君が心臓が強くても、できぬと思ふんです。そんなことできやせぬと思ふ。だから、そういうことで、よく知らないでけなかつた人があるんだから、そこへお世話してあげなさい。そのときには厚生年金や共済年金の妻の年金のことも、これは平等にといひませんけれども、考へてあげにやいかぬじゃないか、これは早急にやらにやいかぬと政府は言つていたが、いま尋ねたら、来年ひとつ他の年金とバランスをとることを考へるのだとおっしゃつたが、それでは所得保障、皆年金の共済年金のほうはどうですか。三十年つとめたら給料の五割五分、月給十万円の人なら毎月五万五千円もえらるじゃないですか。国民年金もここまで引き上げますか。厚生年金だって、いまの一萬五千円じゃとても生活できないから、少なくともいまの倍にしなさいかぬでしよう。国民年金も、おっしゃるとおり、一万円にしなさいかぬでしよう。昭和三十六年当時五十歳から五十五歳までの人は国民年金は任意加入になつていて、ほとんどの人は十分に理解せず加入してない人がいま百五十万人もいます。この方々にもっと理解する方法をとつて加入させねばなりません。将来国民年金と福祉年金を統一すべきときがきます。そのときに、国民年金に加入している人は一万円だ、加入していない人は福祉年金で千五百円支給というふうな行政ができますか。そんな行政は、何ば皆さんが心臓が強くてもできやせぬ。私はそんなことようしませんよ。だから、法律で、合理的なものをもう一度前提にしてでもかけてもらつて、それで合はしていく。それから、病院や何かでもボーダーラインの人については免除してあげて、そのクラスに入れてあげる、そこで多数の人が毎月入ってくるわけですから、積み立て方式があるわけですから、いま六十をこえて六十二、三以上の人の資金ファクターはどうする

かというのなら、私は、財政的にも経済的にもやりやすくなって、自然的に統一するときに早まってきた、いい条件というものが所得保障をするときにできやせぬかということをこの前から言っている。それをやらずに来年がどうとかこうやとかおっしゃるけれども、それはひとつ十分に考えておいていただきたい。そうすると、ハンセン氏病になった方々も、手続がしてあったとか、してなかったとか、ボーダーライン以下の人たちも、手続がしてあったとかしてなかったとか、こっちは法律がなかったからあなたは関係がないんだというわけにはいかぬですよ。そこらはずっと所得保障の国民年金全般と考えるにいかぬというのなら、一万円ぐらいあげにいかぬと思うのです。皆さん方の友人で、高い共済年金をもらって老後を暮らしている方があるじゃありませんか。厚生年金でも二十年したら一万円、三十年したら一万五千元、これでは足らぬけれども、もらっているじゃありませんか。そういうことにもっと私は熱心に取り組んでもらいたいということだけを言っておく。えらく問題がこまかいから、私は大臣に質問はしませんけれども、大体のアウトラインをつかんでもらえたと思いますから、ほんとうにいま日本の経済にとっても、いかにして所得保障をして国民購買力を上げて、そして経済のバランスをとって繁栄さすかという重大な時期でありますから、そういうこまかいところに十分に気をつけて私はやってもらいたい。きょうはどうも最後になつてえらいことを言いましたけれども、今度年金の審議もありますから、それまでにはぜひひとつ大体構想をまとめてもらいたい。ほかのものも見なけりゃいかぬなんとおっしゃるのなら、共済年金と合わせて所得保障をやるということだったから、それはとてもたいへんなことです。一番最低のことですから、ぜひひとつ勉強して、この次の年金の審議のときにはきちっと、答えを聞かしていただきたいということをお願いしておきます。

もなければ、本調査に関する質疑は、本日はこの程度にとどめます。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時五十五分散会

○委員長(山本伊三郎君) それでは、他に御発言

第十八号中正誤

ベシ 段行 誤 正
四一 終わり 集まり
四二 七 集ま 一番

第十九号中正誤

ベシ 段行 誤 正
五三 終わり せせな そんな
六四 終わり 沿い現まして 沿いまして
二二 終わり 政府側 政府側
二三 終わり あれば あれば

第二十号中正誤

ベシ 段行 誤 正
一一 終わり ○山本伊三郎君 ○委員長(山本伊三郎君)
一二 終わり 四款症 四目症
一三 終わり 給付 療養の給付
一四 終わり 療養年金 年金
一五 終わり 実績 実績
一六 終わり 強制 行政

昭和四十二年七月二十日印刷

昭和四十二年七月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局